



鬼怒川地域森林計画書

(鬼怒川森林計画区)



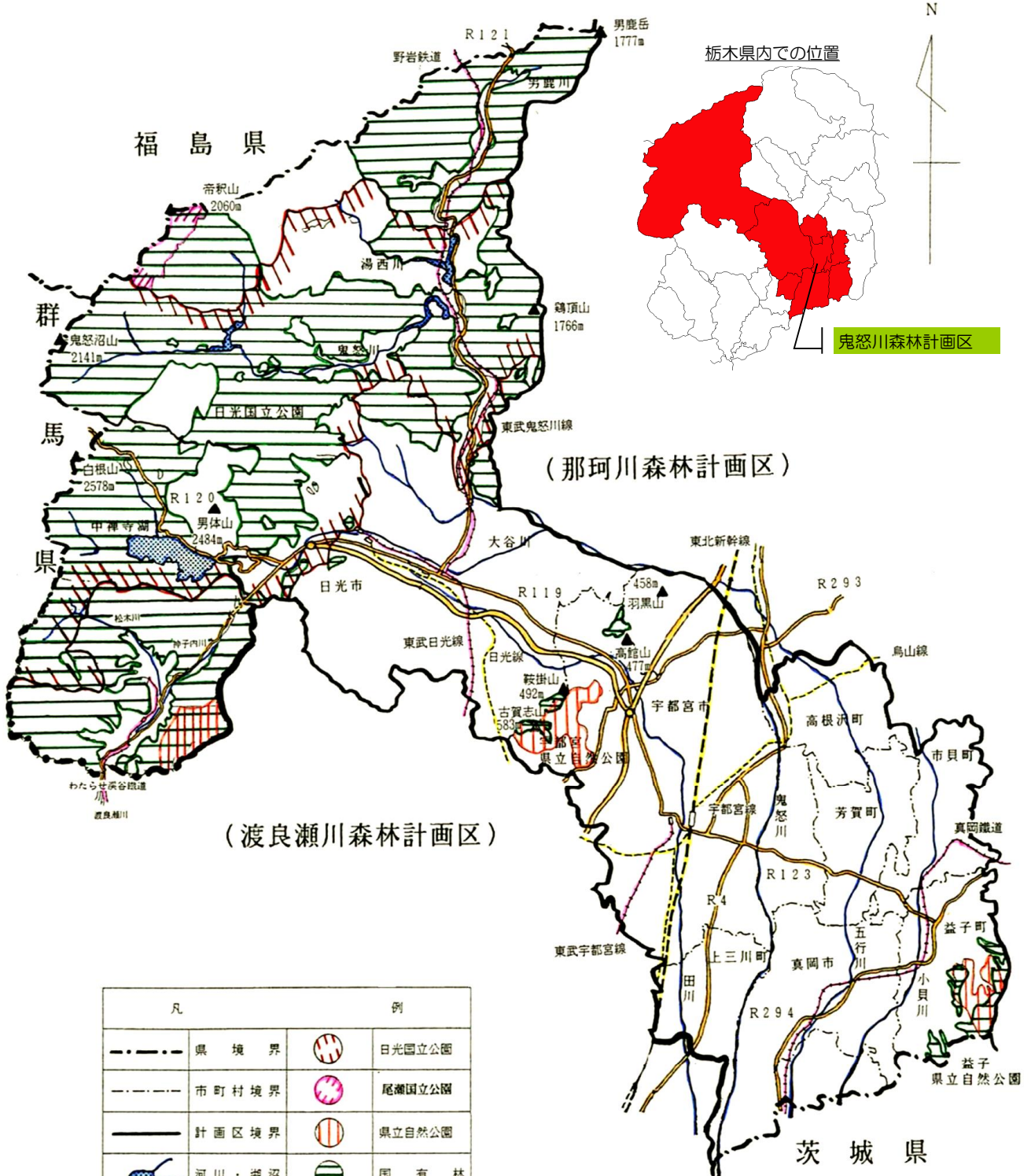
間伐 (日光市)

計画期間 { 自 令和 6(2024)年4月 1日
至 令和16(2034)年3月31日 }

樹立年月日 令和5(2023)年12月26日

栃 木 県

鬼怒川森林計画区の位置図



凡	例		
--- ---	県境界		日光国立公園
- - - - - -	市町村境界		尾瀬国立公園
— —	計画区境界		県立自然公園
	河川・湖沼		国有林
	東北自動車道他		東北新幹線
	主要道路		J R 線
			私鉄線等

目 次

計画にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------------------------------	---

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	
(1) 位置及び面積・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 自然的背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 社会・経済の状況・・・・・・・・	4
(4) 計画区の森林・林業等の状況	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	10
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	13

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	16
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	16
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	17
(3) 計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等	19
2 その他必要な事項	19
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	20
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	22
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	23
(2) 天然更新に関する指針	24
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	25
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	26
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	26
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	27
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	30

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	31
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	31
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	32
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	32
(5)	林産物の搬出方法等	32
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	33
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	33
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	33
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	34
(5)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	34
(6)	その他必要な事項	35
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	37
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	37
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	37
(4)	その他必要な事項	37
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する事項	37
(2)	保安施設地区に関する事項	37
(3)	治山事業に関する事項	37
(4)	特定保安林の整備に関する事項	38
3	鳥獣害防止に関する事項	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	38
(2)	その他必要な事項	38
4	森林の保護に関する事項	
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	38
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	39

(3) 林野火災の予防の方針	39
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	40
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	40
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	40
(3) その他必要な事項	40
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	41
【参考】主伐面積	42
【参考】素材生産量	43
2 間伐面積	44
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	45
4 林道の開設又は拡張に関する計画	
(1) 林道の開設・拡張計画	46
(2) 基幹路網の現状	50
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	51
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	51
(3) 実施すべき治山事業の数量	52
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	52
7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	53
第7 その他必要な事項	
1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法等	55
2 制限林の区分別の施業方法	64
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域	65

参考資料

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	66
(2) 土地利用の現況	67
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	68
(2) 制限林普通林別森林資源表	71
(3) 市町村別森林資源表	72
(4) 所有形態別森林資源表	73

(5) 制限林の種類別面積	74
(6) 樹種別材積表	75
(7) 特定保安林の指定状況	75
(8) 荒廃地等の面積	76
(9) 森林の被害	77
(10) 防火線等の整備状況	77
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	78
(2) 森林経営計画の認定状況	79
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況等	80
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	81
(2) 森林以外より森林への異動	82
5 その他	
(1) 持続的伐採可能量	83

計画にあたって

1 森林計画制度について

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源としての経済活動との結びつきなど、多くの働きで私たちの暮らしを支える大切な存在です。

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給にも支障をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長い年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いの推進が必要であることから、森林法において森林計画制度が定められています。

2 地域森林計画について

地域森林計画は農林水産大臣の定める森林計画区毎に都道府県知事がたてるもので、森林関連施策の方向と地域的特性に応じた森林整備や保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針となることを目的とするものです。

本計画は全国森林計画に即し、県の分野別計画である「とちぎ森林創生ビジョン」の内容を踏まえ策定しています。



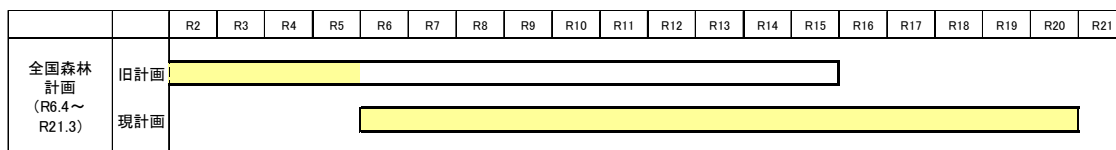
全国には158の森林計画区があり、栃木県には「那珂川森林計画区」「鬼怒川森林計画区」「渡良瀬川森林計画区」3つの計画区があり、計画区毎に10年を1期とする計画を5年ごとに作成しています。



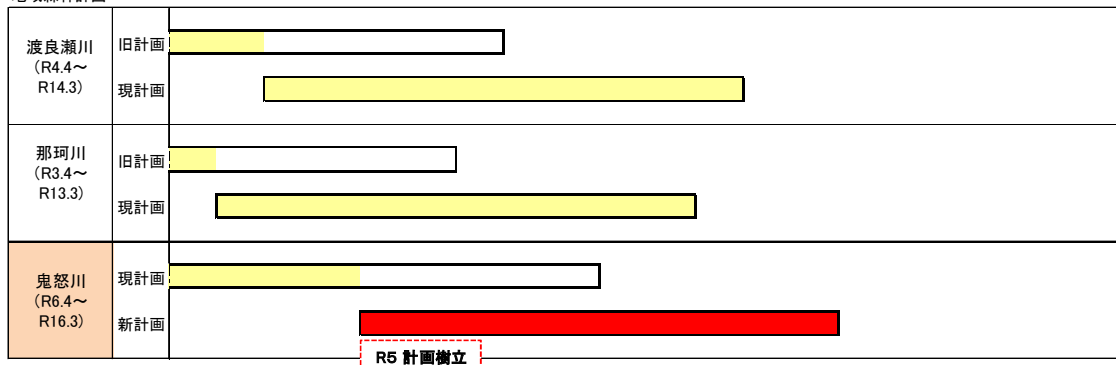
【該当する市町】

- 那珂川森林計画区
大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 茂木町 塩谷町 那須町 那珂川町
- 鬼怒川森林計画区
宇都宮市 日光市 真岡市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 高根沢町
- 渡良瀬川森林計画区
足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 下野市 壬生町 野木町

全国森林計画と地域森林計画の計画期間



地域森林計画



R5 計画樹立

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

本計画区は県の中央に位置し、東は那珂川森林計画区、西は渡良瀬川森林計画区、南は茨城県、北は群馬県、福島県にそれぞれ接し、宇都宮市、日光市、真岡市ほか5町からなっています。総面積は238千haで県土の約37%を占めています。

(令和5(2023)年1月1日現在、全国都道府県市町村別面積調(国土地理院))

(2) 自然的背景

ア 地 勢

(ア) 山 系

本計画区の北西部は、男体山、太郎山、女峰山などの日光火山群が連なっています。

これらの峰々は南東部に傾斜し、羽黒山、古賀志山などの低山地となります。また、北部から西部には男鹿岳、帝釈山、白根山などが連なっており福島・群馬県との県境を形成しています。一方、中央部の平坦地は関東平野の最北部を形成し、東部の丘陵地は喜連川丘陵地の一部に属しています。

(イ) 水 系

本県中央部を南流している鬼怒川に向かって、北西方向から男鹿川、湯西川、大谷川などの中小河川が流入しています。また、日光市に源を発する田川は、途中で赤堀川、山田川、釜川などの支流を合わせて南流しています。さらに計画区の東部地区には利根川に注ぐ五行川、小貝川が流れています。

イ 地質及び土壌

(ア) 地 質

北西部の山地は、主として中生代花崗岩類・石英斑岩・流紋岩類から構成されていますが、日光火山とその周辺地域においては、これらの基岩の上に日光火山群の火山灰・火山砂が堆積しています。福島県境の帝釈山地においては、古生代粘板岩・砂岩の互層よりなっていますが、チャートや石灰岩をレンズ状に挟んでいます。中央部の山地は、第三紀安山岩・流紋岩・石英斑岩から構成されており、これに続く中央部から南西部の平野部は、更新統上部砂礫層及び沖積層が堆積しています。

(イ) 土 壌

北西部の山地の標高1,500m位までは、褐色森林土・黒ボク土が分布しており水分環境などの異なりから、尾根部には乾性褐色森林土壌、山腹下部や沢筋には湿性褐色森林土壌が分布しています。それ以上の高地では、ポドゾルが広く分布しています。足尾地区や鬼怒川上流域の急斜面には、岩石地や岩屑地が分布しています。中央部の山地は、一部に岩石地やグライ土が分布していますが、ほとんど褐色森林土に覆われています。平野部は、黒ボク土が広く分布していますが、南北に連なる沖積低地は灰色低地土となっています。

ウ 気 候

本計画区の気候は、北西部の山岳地帯では気温が低く積雪量が多いという日本海型の気候を示している地域もありますが、全般的には太平洋型気候に属し、冬季は乾いた冷たい北西の季節風が強く吹きます。北西部の山岳地帯の年平均気温は8℃前後で、冬季に1m以上の積雪となるところが少なくありません。

また、北西部の年間降水量は2,000mm前後となっています。一方、南部の平野部の年平均気温は14℃前後であり、温暖で冬季の積雪はほとんど見られません。南部の年間降水量は1,400mm前後となっています。

(3) 社会・経済の状況

ア 人 口

本計画区の人口は、県総人口の約41%に当たる779千人で、人口密度は327人/km²であり、県の人口密度300人/km²を大きく上回っています。なお、人口は宇都宮市を中心とした平野部に集中している一方で、日光市の旧足尾町・旧栗山村などでは過疎化が進行しています。

(令和3(2021)年10月1日現在、
栃木県統計年鑑 令和3(2021)年版(栃木県統計課))

イ 産 業

本計画区の総生産額は39,342億円で、県全体の約44%を占めています。産業別に見ると、第1次産業が約1%、第2次産業が約40%、第3次産業が約59%となっており、製造業、不動産業、卸・小売業、保健衛生・社会事業が主体です。

産業別就業者の総数は350千人で、第1次産業16千人(約5%)、第2次産業101千人(約29%)、第3次産業233千人(約66%)であり、第3次産業への就業者が多い傾向があります。

(令和3(2021)年3月31日現在、市町村民経済計算(栃木県統計課))
(令和2年国勢調査)

ウ 土地利用の状況

本計画区の土地238千haのうち、森林が60%を占めており、農用地が18%、宅地が7%、その他が15%となっています。

(令和3(2021)年1月1日現在、栃木県統計年鑑)

エ 交通網

本計画区には、首都圏と連絡するJR東北新幹線、JR宇都宮線、JR日光線、JR水戸線、東武日光・鬼怒川線、東北自動車道、北関東自動車道、国道4号、国道50号、国道119号などの交通ネットワークが整備されています。

(4) 計画区の森林・林業等の状況

ア 森林の概況

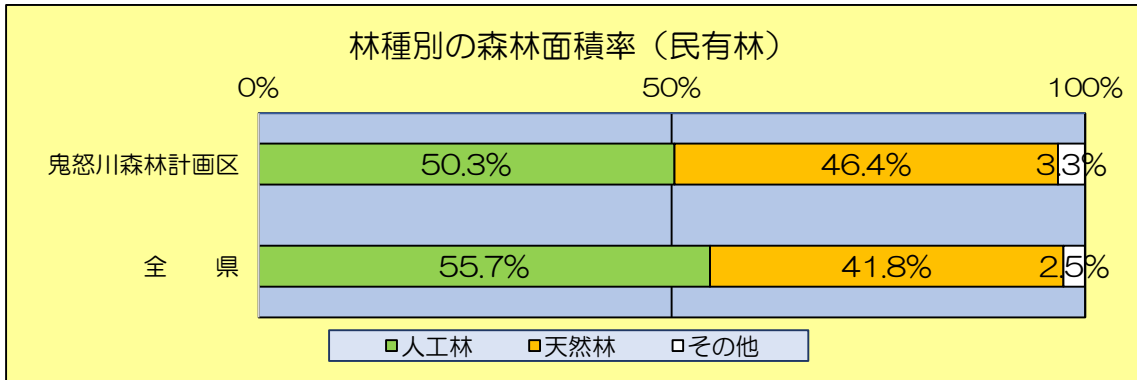
本計画区の森林は北西部に偏在しており、森林面積142千haのうち民有林は60千haで全体の42%を占めています。人工林率は50%と県内3計画区の中で最も低くなっています。

(ア) 林種別の森林面積（私有林）

単位：ha

区分	人工林	天然林	その他	合計	人工林率
鬼怒川森林計画区	30,323	27,962	1,962	60,247	50.3%
全 県	122,676	91,979	5,505	220,160	55.7%

（令和6（2024）年3月31日現在の森林GISによる算出）



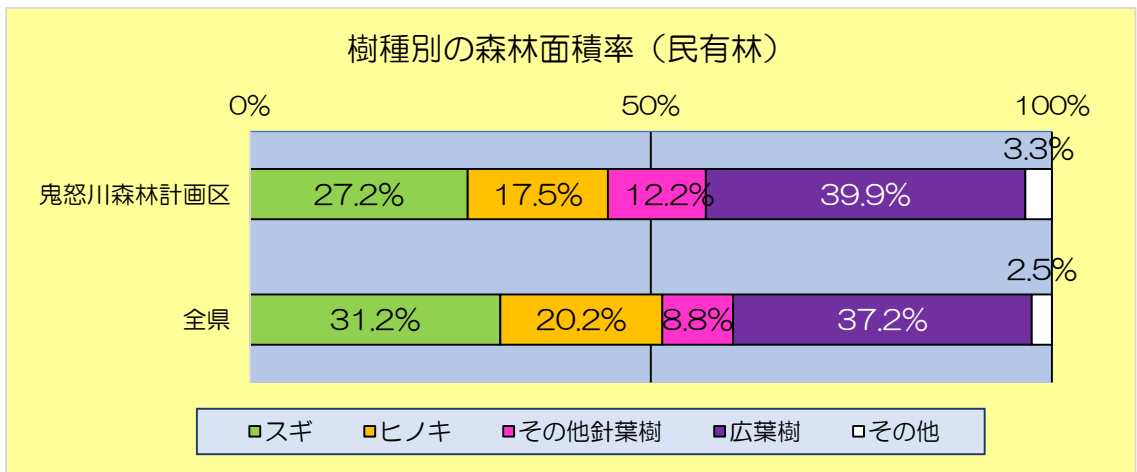
(イ) 樹種別の森林面積（私有林）

単位：ha

区分	鬼怒川森林計画区		全 県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
スギ	16,412	27.2%	68,702	31.2%
ヒノキ	10,522	17.5%	44,577	20.2%
その他針葉樹	7,343	12.2%	19,383	8.8%
広葉樹	24,009	39.9%	81,997	37.2%
その他	1,961	3.3%	5,501	2.5%
計	60,247	100.0%	220,160	100.0%

（令和6（2024）年3月31日現在の森林GISによる算出）

（注）数値等は四捨五入してあるので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。



イ 林業

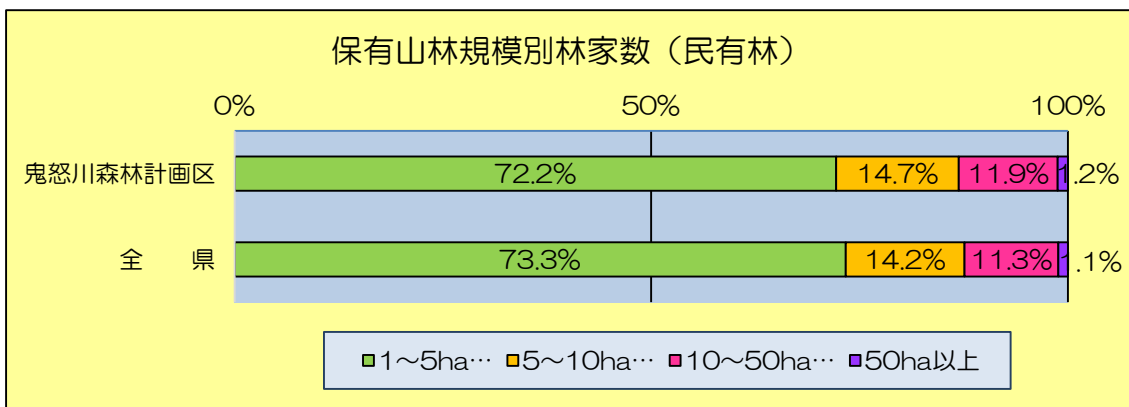
本計画区の北西部に位置する日光市を中心とした地域では、古くからスギ・ヒノキの人工林施業が盛んな地域です。また、南東部の丘陵地帯ではナラ・クヌギ等のシイタケ原木生産が行われています。日光市の一部を除き小規模な森林所有者が主体であり、森林組合を中心とした施業の受託による経営が主流となっています。

(ア) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区分	総数	1～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
鬼怒川森林計画区	3,369	2,433	495	400	41
全 県	13,774	10,103	1,962	1,555	154

(2020 農林業センサスによる算出)

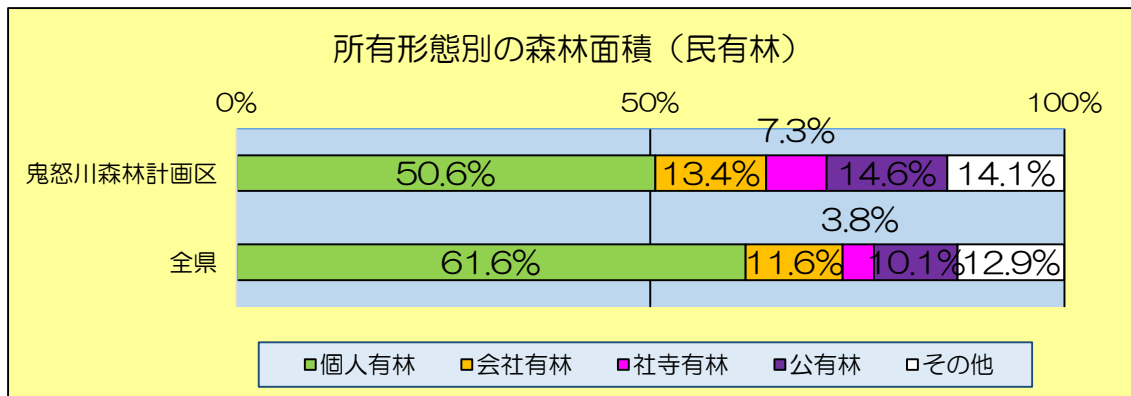


(イ) 所有形態別の森林面積

単位：ha

区分	鬼怒川森林計画区		全 県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
個人有林	30,496	50.6%	135,595	61.6%
会社有林	8,054	13.4%	25,654	11.6%
社寺有林	4,422	7.3%	8,316	3.8%
公有林	8,800	14.6%	22,236	10.1%
その他	8,475	14.1%	28,359	12.9%
計	60,247	100.0%	220,160	100.0%

(令和6(2024)年3月31日現在の森林GISによる算出)



ウ 森林の公益的機能

本計画区は、複数の大規模ダムを抱え、地域内及び下流都県の重要な水源となっており、水源の涵養、山地災害防止等、森林の持つ多様な機能を発揮しています。

また、森林の公益的機能の維持増進のため、計画区内の約 53%の私有林が保安林に指定されています。

なお、本計画区内には日光国立公園及び2つの自然公園があり、都市近郊からの保健休養の場としても広く利用されています。

【保安林の現況面積】

単位：ha

区 分	計	水源かん 養保安林	土砂流出 防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	防風 保安林	水害・干 害防備 保安林	保健保安林	
								兼種 保安林
鬼怒川森林計 画区	31,839	20,905	10,621	37	0	272	6,498	(6,494)
(構成比)		35%	50%	45%	0%	44%	73%	75%
全 県	81,280	59,997	21,160	83	21	618	8,904	(8,603)

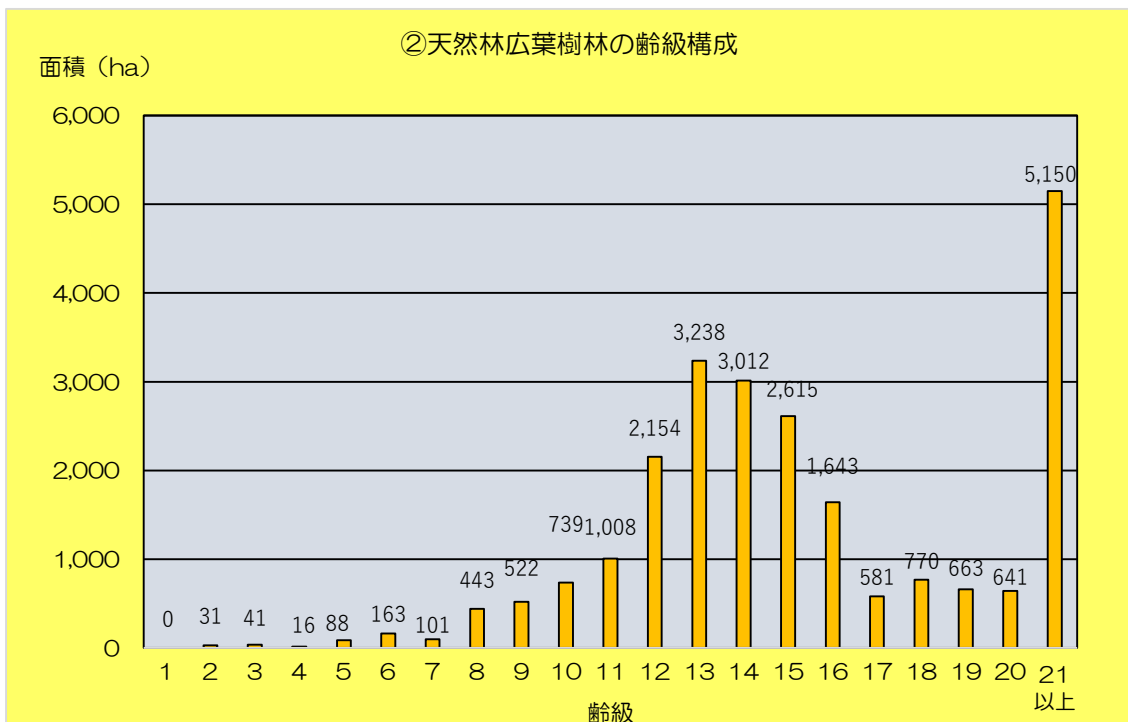
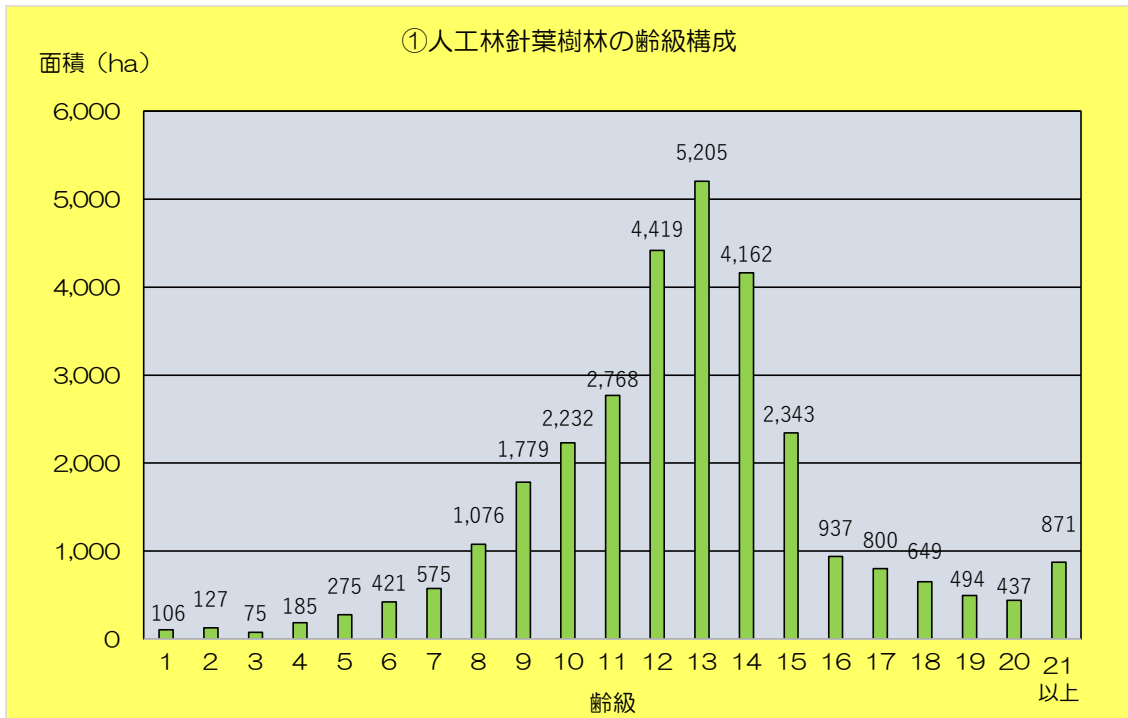
(注) 保健保安林の右欄()書きの数字は、兼種保安林で内数です。

令和5(2023)年3月31日時点の保安林面積です。

土砂崩壊防備保安林 37ha の中に落石防止保安林 2ha を含みます。

工 森林資源

本計画区には、戦後間もなく造成された多くの人工林があり、齢級構成のピークが13齢級のピラミッド構造となっています。



才 路 網

本計画区は地形が急峻であることから、林内路網密度が約 33m/ha と県平均と比べて低位となっています。

カ 森林被害

本計画区北西部の人工林では、シカ・クマによる壮齢木の剥皮被害や植栽地における幼齢木の食害（シカ）が深刻な状況となっています。また、令和4年度における松くい虫による被害は約297m³であり、県全体の6%を占めています。ナラ枯れ被害は約110m³であり、県全体の2%を占めています

単位 面積：ha、材積：m³

区 分	シカ被害面積		クマ被害面積		松くい虫 被害材積		ナラ枯れ 被害材積	
	面積	構成比	面積	構成比	材積	構成比	材積	構成比
鬼怒川 森林計画区	12	27%	20	95%	297	6%	110	2%
全 県	44		21		4,999		6,672	

(注) シカ・クマ：令和4年度の新規被害面積（実損面積（被害区域面積×被害率））

松くい虫：令和4年度の被害材積

ナラ枯れ：令和4年度の被害材積

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び間伐面積

ア 計画と実行状況

(ア) 伐採立木材積

単位 材積：千 m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	425	360	785	328	230	558	77	64	71
針葉樹	400	360	760	302	230	532	76	64	70
広葉樹	25	-	25	26	-	26	104	-	104

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
3,600	2,490	69

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

イ 実行結果の概要及びその評価

主伐、間伐ともに「とちぎ森林創生ビジョン」で掲げる目標達成に向け素材生産体制の整備・強化に努めてきたほか、令和3年度のウッドショックでは林業事業者が素材の増産へシフトしましたが、令和元年東日本台風（台風19号）被害の影響及び令和2年度からの新型コロナウイルスの影響により、計画量を下回りました。

(2) 人工造林・天然更新別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,050	491	47	900	368	41	150	123	82

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

イ 実行結果の概要及びその評価

人工造林は計画を下回りましたが、この原因は主伐の実行が計画を下回ったことのほか、太陽光発電施設等の開発行為による林地の転用が考えられます。また、ウッドショックの影響により、林業事業者が素材の増産へと体制を強化したことから、造林作業に遅れが生じていることも一因として挙げられます。

天然更新についても、主伐の実行が計画を下回ったことにより計画量を下回りました。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

ア 計画と実行状況

単位 延長：m、実行歩合：%

区分	開設延長			改良延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	3,700	-	0	30,134	960	3
基幹林道	-			3,160	463	15
その他	3,700	-	0	26,974	497	2

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

3 基幹林道とは、広域の利用区域面積（概ね 1,000ha 以上）を対象とする林道です。

イ 実行結果の概要及びその評価

林道の開設及び改良は、基幹林道及びその他林道ともに最大延長を計画値としており、また土地所有者との合意形成の不調・財源の課題から計画量を下回りました。

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

(ア) 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

保安林の種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源涵養	417	55	13	-	0.7	皆増
土砂流出防備	100	96	96	-	0.1	皆増
保健	-	-	-	-	0.4	皆増
計	517	151	29	-	1.2	皆増

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

新型コロナウイルスの影響により森林所有者との接触機会が減少し、同意書の取得に時間を要したことから計画量を下回りました。

イ 保安施設地区の指定

本計画区では該当ありません。

ウ 保安施設事業（治山施設）

(ア) 計画と実行状況

単位 地区数：箇所、実行歩合：%

施行地区数		
計画	実行	実行歩合
35	66	189

- (注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。
 2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

治山事業施行地区数は令和元年東日本台風災害のほか多発している集中豪雨災害等による被災林地の早期復旧を図るために計画を上回る実行となりました。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「全国森林計画」に即し、森林関連施策の方向と地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標、達成するための誘導方法及び計画量を明らかにするとともに、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の指針となることを目的に策定します。

計画の策定に当たっては、前計画の実行結果とその及び評価を踏まえつつ、県の分野別計画「とちぎ森林創生ビジョン」の施策目標及び目指す方向性、施策内容を、本計画区の特徴を踏まえて反映させた計画とします。

【本計画区の特徴】

本計画区における林業の中心は、北西部に位置する日光市を中心とした地域であり、古くからスギ・ヒノキの人工林施業が営まれてきました。しかしながら、地形が急峻であるなどの理由から、沢沿いの突っ込み林道と、そこから分岐する作業道が主体となる路網が形成されています。そのため、十分な森林資源を有しているにもかかわらず、路網からの距離が遠いこと等の理由から、未利用林分も多く存在しています。

また、本地域は保安林率が他の計画区に比べて高いことから、木材生産の場としてだけでなく、水源の涵養や山地災害の防止、地球温暖化防止などの公益的機能の発揮も強く求められています。

しかしながら、林業の採算性の悪化に加え、シカ等による野生獣被害なども相まって、手入れのされない放置森林が増加している状況にあり、森林の有する公益的機能の高度発揮に支障を来すおそれがあります。

一方、南東部は平坦で、広葉樹が広がっており、里山林としての保全管理が求められている地域となっています。

【計画の方向性】

本計画は、ビジョンの目指す方向性である「林業・木材産業の成長産業化」を軸に、森林資源、地形気象条件、林業及び木材産業の優位な立地性など地域の特性を活かし、消費者のニーズに対応した製品生産体制を推進するなど、木質バイオマスの利用促進と合わせ、森林資源のフル活用を目指します。

特に、50 年生を超えるスギ・ヒノキの人工林が多いことから、森林資源の循環利用を基本とし、木材需要の増大化及び多様化への対応に配慮しつつ、「素材生産量の拡大」に向け、主伐及び搬出間伐の促進に重点を置くとともに、様々な公益的機能の十分な発揮に配慮するため、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出計画を促進します。

再造林コストの低減を図りつつ、特に木材生産機能に適した森林において再造林を促進します。

なお、上記の施策においては近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進します。

また、広葉樹林及び水源林も多く存在することから、水源涵養や土砂災害防止等の森林の持つ多面的機能や生物多様性等にも配慮した森づくりを推進します。

なお、本計画区の北西部は保安林率が高く、公益的機能の高度発揮が求められている地域ですが、シカによる被害が深刻な状況となっていることから、獣害激基地を中心に引き続き適切な予防対策を講じることにより、持続可能な林業経営の確立と公益的機能の維持増進を図ることとします。

森林の整備に当たっては、路網整備や伐採搬出作業の機械化、森林経営計画等に基づく森林施業の集約化や長期受託契約による森林整備の推進及び経営規模の拡大の促進とともに、航空レーザ計測等のリモートセンシング技術による高度な森林資源情報や詳細な地形情報に基づく最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これからの林業を担う人材の確保・育成を図っていきます。

また、平成31(2019)年4月から森林経営管理制度及びその財源となる森林環境譲与税が創設されたことを踏まえ、市町と十分連携を図りながら森林整備等の取組を進めていきます。

Ⅱ 計画事項

第1計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

所管事務所名	市町村名	面積 (ha)
県西環境森林事務所	日光市	45,110
	事務所計	45,110
県東環境森林事務所	宇都宮市	7,503
	真岡市	1,410
	上三川町	140
	益子町	2,591
	市貝町	2,348
	芳賀町	691
	事務所計	14,683
矢板森林管理事務所	高根沢町	454
	事務所計	454
森林計画区計		60,247

- (注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地の開発行為の許可制、同法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地所有者となった旨の届出制及び、同法第10条の8第1項の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。
- 3 森林計画図の設置場所は、県西環境森林事務所、県東環境森林事務所、矢板森林管理事務所、関係市役所及び町役場です。
- 4 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 5 令和6(2024)年3月31日現在の数値です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林は、水源の涵養、国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的機能や木材生産等の多面的機能を有しています。

地域森林計画では、この森林の持つ多面的機能を5つに区分し、すべての森林について機能評価（注）を行っています。

注：「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価

本計画においては、この区分に基づき、森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、その評価をもとに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとします。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機能	機能の説明
水源涵養機能	・水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区は、県の中央部に位置し、3市5町で構成されています。本計画区北西部には日光林業地域があり、南東部には関東平野に連なる農業地帯の平地林が分布し、県都を含んだ計画区です。また、北西部に日光（一部尾瀬）国立公園、中央部に宇都宮県立自然公園、南東部に益子県立自然公園があります。

これらの地域の森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「生物多様性の保全」及び「地球温暖化の防止に果たす役割」並びに「近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化」も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や地域特性に応じた治山施設の整備等により、健全で多様な森林資源の維持造成を推進します。

また、近年の社会情勢を踏まえ、花粉発生源対策の加速化を推進します。

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林の姿については、次のとおりです。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機 能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壌保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとします。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の機能	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。 ・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とします。 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 ・風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全を推進します。 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。 ・将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の現況から計画期間内の森林の整備目標を次のとおり計画しました。

区 分		現 況		計画期末	
		面積 (ha)	材積 (千 m ³)	面積 (ha)	材積 (千 m ³)
面積 (ha)	育成単層林	28,669	9,756	28,625	10,433
	育成複層林	1,824	615	1,925	664
	天然生林等	29,754	4,364	29,697	4,445
	計	60,247	14,735	60,247	15,542
森林蓄積 (m ³ /ha)		245		258	

(注) 育成単層林：森林を構成する林木を一度に伐採し、植栽等により単一の樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

育成複層林：森林を構成する林木を計画的に繰り返し伐採し、植栽等により樹種や高さの異なる樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

天然生林等：主として天然力を活用し、成立させ維持する施業を行う森林

2 その他必要な事項

当計画区内の森林は、北西部がブナ、ミズナラ等の天然広葉樹林帯、中央部が人工林帯、南東部が里山の景観を形成している広葉樹林帯に大別されます。

日光国立公園の中心をなす日光市は保健・休養の場として森林の総合利用が行われている反面、近年はクマ・シカによる剥皮被害や新植地の食害が増加しており、自然景観や生活環境の保全、さらに野生鳥獣との共存にも留意した多様な森林整備が重要です。

南東部の広葉樹林帯では、県民税を活用した身近な里山林の整備により、里山林をフィールドにした森林環境学習などの利活用の取組が行われるとともに、野生動植物の生育・生息環境が改善されるなど生物多様性にも配慮した森づくりが進められてきました。

一方で、過疎化・高齢化等の影響により、整備した里山林の持続的な維持管理が課題となる中、今後も、保健・休養の場としての利用に加えて、生物多様性にも対応した森づくりを進めていくため、里山林の魅力を活かしながら、地域住民や都市住民・企業など多様な主体の参画による保全活動を推進していく必要があります。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量等 1 伐採立木材積」を踏まえ、市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めます。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新（※）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとします。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすることとします。

※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

ア 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐区の間確保することとします。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐区の形状に配慮することとします。

イ 択伐

択伐にあっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施することとします。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下とします。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は材積率で40%以下とすることができます。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施します。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとします。

ウ 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（用途）に応じた林齢で伐採するものとします。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではありません。

単位 径級：cm、林齢：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

エ 花粉発生源対策の加速化

花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

オ 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とします。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとします。

カ その他必要な事項

○森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

○荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとします。

○伐採後の適確な更新の確保

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その更新方法を勘案して伐採を行うものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とします。

【留意】

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、成長の早いエリートツリーや早生樹においては、下記標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市町の林務担当部課とも相談の上、適切な時期に伐採するものとします。

【標準伐期齢】

単位：年生

地 区	主要樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生針葉樹	天然生広葉樹用材林	ぼう芽による広葉樹
鬼怒川地域森林計画全域	35	40	30	30	100	100	15

- (注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含みます。
 2 「サワラ」については「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準じます。
 3 日光市、真岡市、高根沢町、市貝町の制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とします。

2 造林に関する事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量等 3 造林面積」を踏まえ、市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

(ア) 人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として市町の区域の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とします。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れます。

なお、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進めます。

(イ) 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を基準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定めるものとします。

単位：本/ha

主要樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	密仕立	4,000
	中仕立	3,000
	疎仕立	2,000
ヒノキ	密仕立	4,000
	中仕立	3,000

a 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することを市町村森林整備計画に記載するものとします。

b 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課等と相談の上、当該区域に適切な

植栽本数を判断するものとします。

- c 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。
- d エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。

(1) 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとします。

(2) 植付け方法

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

また、育苗期間を短縮でき、植付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽の一貫作業システムを進めます。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定めます。

区 分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆 伐	2年以内
択 伐	5年以内

※伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、コナラ、クヌギ類をはじめとした高木性の郷土樹種を主体に定めるものとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとします。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施します。

(ア) 期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

森林の確実な更新を図るため、以下の本数を参考に気象及びその他自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとします。

単位：本/ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000	3,000

(イ) 天然更新補助作業の標準的方法

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは掻き起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。

なお、更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図るものとし、市町村森林整備計画において基準と区域を定めるものとします。

- 種子を供給する母樹が存在しない森林
- 天然稚樹の生育が期待できない森林
- 林床や地表の状況、病虫害などの被害状況から天然更新が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとします。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

本計画書「II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、「第6 計画量 1 伐採立木材積」及び「第6 計画量 2 間伐面積」を踏まえ、市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとします。したがって、下表（目安）以外による間伐を制限するものではありません。

- ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行います。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とします。
- イ 間伐率は、概ね20～35%とします。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）
- ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努めます。
- エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとします。
- オ 施業の省力化・効率化の観点から列状間伐の導入を検討します。
- カ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとします。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

単位 本数：本/ha、時期：年生

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年生）							主伐 （目安）
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施します。

- 下刈り：1～7年生程度（必要に応じ期間を変更）
- つる切り：10年生前後（回数適宜）
- 除伐：下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合（回数適宜）
- 枝打ち：無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

本計画書「II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」で定めた森林の有する機能の区分に基づき、各機能毎に森林の区域の設定基準及び森林施業の方法に関する指針を定めるものとします。

なお、本計画で定めた森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、以下のとおりとします。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・クリーン・シヨウ機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域は、本計画で定めた森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものです。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法に関する事項を定めるものとします。

また、公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意するものとします。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定めるものとします。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源かん養保安林やダムが集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> 湖、ダムが集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 地域の用水源として重要なため池や湧水地溪流等の周辺に存する森林 水源涵養機能の評価区分の高い森林 等

(イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分の高い森林 等

(ウ) 快適環境形成機能維持増進森林

風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：快適環境形成機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 防風保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> 風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 快適環境形成機能の評価区分が高い森林 等

(エ) 保健機能維持増進森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【保健機能維持増進森林の基準】

<p>発揮を期待する機能：保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能</p>
<p>(保安林やその他制限林の指定区域)</p> <p>保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林</p>
<p>(その他の区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・ 史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・ 希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林 等

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとします。

また、自然条件や地域の要請等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

a 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとします。

b 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとします。

c 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとします。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とします。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとします。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体

とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

(木材等生産機能維持増進森林に関する指針)

ア 区域の設定の基準

森林の自然条件や社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とするとともに、その区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかであり林道等や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とします。

この際、区域内において、公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進しつつ、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行います。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「第3 森林の整備に関する事項 1～3」に基づいて実施します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として10t積みトラックの走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなり、多面的機能を有する森林の適正な整備や効率的かつ安定的な林業経営を確立するため不可欠な施設であることから、その役割は益々重要になってきています。そのため、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。

開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行います。

改良については、既設路網における通行車両の安全確保、維持経費の節減、林産物の搬出コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備を行います。

加えて、林道（林業専用道を含む）については、災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した開設、改良を推進することとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

本計画区は日光地区を中心に急傾斜地が多く、地形上の制約から、路網は沢沿いの突っ込み林道とそこから枝状に分岐する森林作業道が主であり、林内路網密度は33m/haと県平均を下回っている。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10tトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械を活用する作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行います。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行います。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりです。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m 以上	35m 以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系作業システム	85m 以上	25m 以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系作業システム	60<50>m 以上	20m 以上
	架線系作業システム	5m 以上	5m 以上

(注) 個々の施業地における路網密度の目安

(注) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用します。

(注) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用します。

(注) 「基幹路網」とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進します。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ適切な搬出方法で行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
本計画区において特定される林分の該当はありません。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

林業の採算性を高め適切な森林整備を進めていくためには、計画的な路網整備や施業の集約化等により効率的な施業を推進していく必要があります。

そのため、森林クラウドシステムの運用により県と市町、林業事業体で森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、また、航空レーザ計測等により新たに整備した森林資源情報の共有を促進します。

日光林業地域の中核である日光市は、県内で50ha以上の山林を保有する林家の2割が集中し、林業に熱心な篤林家も多い地域であり、属人的な林業経営が行われているほか、森林組合等への長期受委託契約による森林整備も推進されています。

また、路網整備については地形が急峻なことから森林施業の集約化が行われているものの、林内路網密度が約26m/haと他地域と比べて低い状態にあります。

このような状況から、当計画区では意欲のある森林所有者による属人的施業のほか、意欲的な林業事業体等による、長期受委託契約に基づく森林経営計画作成を促進し、森林施業の共同化・合理化を促進します。

このために、フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じ、森林所有者等に対する長期受委託による施業の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進します。

また、効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化や未来技術に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進します。

一方、日光市を除く地域については小規模な森林所有者が多いことから、意欲的な林業事業体等による積極的な長期受委託契約に基づく森林経営計画の作成を促進します。

また、南東部の平地林においては、身近な里山林の整備や森づくりボランティア活動などのとちぎの元気な森づくりを推進します。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいいます。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

また、森林経営管理制度の実施にあたっては、林業の専門職がない市町への支援として、技術的業務に係る受託機関との調整や地域林政アドバイザー制度への専門職の登録を促進します。また、市町職員向けの研修や、施業履歴などの森林情報を県と市町・林業事業体で一元管理する森林クラウドシステムの運用などを行い、森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

林業就業者の確保・育成については、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人

材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を促進します。

イ 林業経営体の体質強化

通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとします。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成や、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要があります。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところですが、今後も導入促進を継続していくほか、(協)栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図ります。

併せて、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼働に必要な専門的な知識、技術を備えたオペレーターの養成を促進します。

さらには、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムを構築し、現場への普及を促進します。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材流通のグローバル化を認識し、木材の主用途である「建築用材」をターゲットとして、原木丸太の優良品性を基に、特に無垢材を主体としたとちぎ材の利用促進を図る必要があります。

そのため、建築用材として、製品の採用に強い影響力のある中間ユーザー(建築・プレカット・設計・流通)やエンドユーザー(消費者)のニーズ、「品質性能・価格・供給量」に対応した製品生産を行うことが重要です。さらに課題となっている高齢化した森林から生産される大径材を活用し、乾燥材など高品質製品の生産量拡大や生産品目の多様化、及び新製品開発等に必要な品質・付加価値(強度性能明示等)・生産効率等を高める木材加工施設の整備を促進します。

さらに、製材の過程で発生したバーク(樹皮)や自動カンナ残材等木質バイオマスを木材乾燥用木質炊きボイラーの燃料に有効活用するなど、循環型工場の確立を目指します。

また、これらの取組の実施に当たっては、素材丸太を供給する川上と連携し、効果的に推進します。

今後の「製材業等」における生産基盤拡充の3原則		
高性能製材施設 (材積歩留り・スピードの向上)	乾燥施設・仕上加工施設 (品質・付加価値の向上)	熱源用木質焚きボイラー等 (木質バイオマスの利用促進)

【当計画区の特徴と方向性：中規模製材工場の育成促進】

特色	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模クラスの製材工場が主体の地域 ・日光地域から生産される原木は、全国的にも知名度の高い「日光材」として、製品のブランド化に寄与 ・林業事業者、木材産業事業者及び設計・建築事業者等が連携する「顔の見える家づくり」等地域に密着した木材供給システムづくりを形成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生産規模・取引量の拡大・安定需給を実現するために、高い加工能力や販売ルートを持つ中核的製材工場と小規模専門工場の水平連携への取組が効果的であることから、当該工場の役割に応じた施設整備を促進 ・中規模・少量生産型の特性を活かした乾燥方法の導入や製品づくりの構築に資する施設整備を促進

※水平連携：生産品目や工程を分担して製造する取組など、同業種間の連携。

(6) その他必要な事項

ア とちぎ材の利用促進

地域の林業・木材産業の振興のためにはとちぎ材を地域で利用していくことが重要であり、平成23(2011)年に策定した「とちぎ木材利用促進方針(令和5(2023)年改正)」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進するほか、平成29(2017)年に制定された「栃木県産木材利用促進条例(愛称：とちぎ木づかい条例)」に基づき、行政や林業・木材産業事業者だけでなく、県民全体で積極的な木材利用の促進を図っていくこととします。

また、持続的な森林の利用を推進するため、環境保全に配慮、かつ経済的にも継続可能な森林を認証する「森林認証制度」の普及・取得を推進します。

イ 木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進します。

ウ 山村地域の振興

山村地域においては、そこに居住する森林所有者等が森林・林業を支えてきており、このことにより、下流域の都市住民等は森林の有する多面的機能の恩恵を少なからず享受するなど、森林は山村と都市を繋ぐ共有の財産であると言えます。

しかしながら、山村地域は、人口の減少・高齢化の進行や林業採算性の低下により集落機能が低下し、地域における資源管理や国土保全活動が困難になりつつあります。

一方、森林の持つ地球温暖化防止機能や生物多様性保全機能に対する社会的要請が高まっていることから、多面的機能を持続的かつ高度に発揮できる豊かな森林を造成することが重要であり、森林・林業に関わる人々が山村に定住して、林業等に従事できるよう山村の活性化を図る必要があります。

このため、森林施業の利便性・安全性の向上や集落間の連絡等のための林道整備など、住みよい山村の環境づくりを進めていきます。

また、近年、都市住民の山村に対する関心の高まりを受け、わさびなどその地域特有の資源を活用した収穫・加工体験を通じた山村と都市との交流を進めるとともに、きのこ等の特用林産物をはじめとする地域資源を活用したビジネスの創出等を通じて、多様な就業機会の確保を図るなど、山村地域の振興を促進していきます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって、土砂の流出、崩壊の防止及び水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林として、地形、地質、土壌、気象等を考慮して、P53のとおり定めます。

なお、太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要となる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置等の、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解促進に配慮することとします。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5(5)林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外であって、地形、地質、土壌等の自然的条件から判断して、搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生じると認められる森林とします。

なお、本計画区において特定される林分の該当はありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意すること。

イ 土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して実施地区の選定を行うこと。

ウ 土地の切取、盛土の変更を行う場合には、法面勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の整備及び水の適切な処理のための排水施設等を設けること。

エ その他土地の形質の変更の場合には、その態様に依りて土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずること。

(4) その他必要な事項

林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林の適正管理を行い、機能の向上を図るとともに、保安林の計画的な指定拡大を推進します。

(2) 保安施設地区に関する事項

本計画区において、該当する地区はありません。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行います。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムを設置等による土砂流出の抑制

- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムを設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図ります。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等ソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携をはかります。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進します。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

本計画区において、該当する森林はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

近年、野生鳥獣による森林被害は増加傾向にあり、本計画区では日光市での被害が多く確認されています。

そのため、食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカ及びクマを対象鳥獣として、当該対象鳥獣による森林被害状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を対象鳥獣別に設定し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、植栽後は防鹿柵・筒の設置及び忌避剤の散布、成林後は獣害防止ネット等の設置など、鳥獣害防止施設等の整備等を行うこととします。また、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携や調整に努めながら、鳥獣被害防止のための捕獲を行っていきます。

(2) その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

4 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。

本計画区内の令和4年度の松くい虫による被害量は、297㎡あり、県全体の6%を占めています。本計画区内の松林面積は、4,533haあり、県全体の28%を占めています。特に、益子県立自然公園の松林は、保健・休養機能や風致景観機能等の重要な役割を果たしています。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林に区域を絞って、伐倒駆除等の駆除対策や

地上散布及び樹幹注入による予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図ります。また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の発生源となる周辺松林の樹種転換の推進を図ります。

令和4年度のナラ枯れ被害量については、110㎡あり、県全体の2%を占めています。

ナラ枯れ被害対策については、関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図り早期発見に努めるとともに、被害発生時の防除実施体制を構築します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

対象鳥獣とするシカ及びクマ以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域以外でのシカ及びクマによる被害対策の方針は、必要に応じて調査や巡回、情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努め、被害が確認された場合は、速やかに対策を講じます。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、林野火災の多発する3月から5月にかけて「春の山火事防止強調運動」を実施し、森林組合や入山者等に対し、煙草やたき火等の取扱いについて指導するなど、重点的に林野火災の予防活動に取り組みます。また、種々のイベント等において、一般県民に対し、展示等により林野火災の被害を分かりやすく伝えることで、広く林野火災予防意識の普及啓発を図ります。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従います。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する基本方針に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、保健機能森林の整備に関する事項を定めます。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能を高度に発揮させることが必要と認められる森林のうち、森林の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、択伐後に郷土樹種を主体とした広葉樹の導入や人工針葉樹林の複層林施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえながら多様な施設の整備を行うものとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達した時に期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定め、建築物の高さは期待平均樹高未滿とすることとします。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、防火体制、施設の整備並びに利用者の安全の確保に留意し、更なる活用を促進することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	1,900	1,820	80	1,200	1,120	80	700	700	-	
前 期	880	850	30	480	450	30	400	400	-	
後 期	1,020	970	50	720	670	50	300	300	-	
市	県西環境森林事務所管内計	1,450	1,390	60	898	839	60	551	551	-
	日光市	1,450	1,390	60	898	839	60	551	551	-
町	県東環境森林事務所管内計	437	418	20	293	273	20	145	145	-
	宇都宮市	257	247	10	149	140	10	108	108	-
別	真岡市	33	31	2	28	26	2	5	5	-
	上三川町	3	3	0	3	3	0	0	0	-
内	益子町	69	66	3	52	48	3	17	17	-
	市貝町	58	55	3	47	44	3	11	11	-
訳	芳賀町	17	16	1	14	13	1	3	3	-
	矢板森林管理事務所管内計	13	13	1	9	8	1	4	4	-
	高根沢町	13	13	1	9	8	1	4	4	-

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 材積欄の0は、500m³未満であり、-は該当なしです。

3 前期は令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までです。

後期は令和11(2029)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までです。

【参考】 主伐面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数		2,990	2,500	490
前 期		1,190	1,000	190
後 期		1,800	1,500	300
市 町 別 内 訳	県西環境森林事務所管内計	2,240	1,870	370
	日 光 市	2,240	1,870	370
	県東環境森林事務所管内計	730	610	120
	宇 都 宮 市	370	310	60
	真 岡 市	70	60	10
	上 三 川 町	10	10	0
	益 子 町	130	110	20
	市 貝 町	120	100	20
	芳 賀 町	30	30	10
	矢板森林管理事務所管内計	20	20	0
	高 根 沢 町	20	20	0

- (注) 1 本表は、伐採立木材積から推計した参考値です。
- 2 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 3 前期は令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までです。
後期は令和11(2029)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までです。

【参考】 素材生産量

単位：千m³

区 分		素材生産量
総 数		1,550
前 期		720
後 期		830
市 町 別 内 訳	県西環境森林事務所管内計	1,220
	日 光 市	1,220
	県東環境森林事務所管内計	320
	宇 都 宮 市	240
	真 岡 市	10
	上 三 川 町	0
	益 子 町	40
	市 貝 町	20
	芳 賀 町	10
	矢板森林管理事務所管内計	10
	高 根 沢 町	10

- (注) 1 数値は、すべて10千m³未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 素材生産量欄の「0」は5千m³未満です。
- 3 前期は、令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までです。
後期は、令和11(2029)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までです。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分		間伐面積
総 数		7,000
前 期		4,000
後 期		3,000
市 別 内 訳	県西環境森林事務所管内計	5,510
	日 光 市	5,510
	県東環境森林事務所管内計	1,450
	宇 都 宮 市	1,080
	真 岡 市	50
	上 三 川 町	0
	益 子 町	170
	市 貝 町	110
	芳 賀 町	30
	矢板森林管理事務所管内計	40
	高 根 沢 町	40

- (注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 間伐面積欄の0は、5ha未満です。
- 3 前期は令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までです。
後期は令和11(2029)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までです。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数		2,990	2,500	490
前 期		1,190	1,000	190
後 期		1,800	1,500	300
市 町 別 内 訳	県西環境森林事務所管内計	2,240	1,870	370
	日 光 市	2,240	1,870	370
	県東環境森林事務所管内計	730	610	120
	宇 都 宮 市	370	310	60
	真 岡 市	70	60	10
	上 三 川 町	10	10	0
	益 子 町	130	110	20
	市 貝 町	120	100	20
	芳 賀 町	30	30	10
	矢板森林管理事務所管内計	20	20	0
	高 根 沢 町	20	20	0

- (注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 前期は令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までです。
後期は令和11(2029)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までです。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	対函 番号	備考					
開設	自動車道	開設総数計 (11)				9,860	m	1,510	ha	5,050	m			
		県西環境森林事務所管内計				6,700	m	1,344	ha	3,700	m			
			日光市		鶏鳴線	1,000	m	171	ha		1			
				小来川東南線	2,000	m	123	ha		2				
		林業専用道		クズウ沢線	1,000	m	150	ha	○	3				
		林業専用道		木ノ沢線	1,500	m	420	ha	○	4				
		林業専用道		原向線	1,200	m	480	ha	○	5				
				日光市 計	6,700	m	1,344	ha	3,700	m				
				県東環境森林事務所管内計				2,760	m	159	ha	950	m	
		林業専用道	宇都宮市		栗谷沢線	450	m	50	ha	○	6			
		林業専用道		根当地線	500	m	45	ha	○	7				
		林業専用道		三山沢線	200	m	15	ha		8				
		林業専用道		大蛇場線	800	m	25	ha		9				
		林業専用道		天ヶ沢線	810	m	24	ha		10				
				宇都宮市 計	2,760	m	159	ha	950	m				
			矢板森林管理事務所管内計				400	m	7	ha	400	m		
			高根沢町		和田線	400	m	7	ha	○	11			
				高根沢町 計	400	m	7	ha	400	m				

注

- 1 区分欄には林業専用道の開設の場合その旨記載している。
- 2 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

4 林道の開設又は拡張に関する計画
 (1) 林道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	箇所数	前半5カ年 の計画箇所	備考	
拡張 (改良)	自動車道	拡張(改良)計			28,605	m	330箇所	16,295 m	
		県西環境森林事務所管内計			23,580	m	272箇所	12,550 m	
		日光市	河原小屋三の宿線	250	m	3	箇所	○	
			河原小屋三の宿線	300	m	3	箇所		
			表男体線	50	m	1	箇所		
			赤井原線	200	m	4	箇所	○	
			赤井原線	500	m	5	箇所		
			太田沢線	200	m	2	箇所		
			御堂山線	200	m	2	箇所		
			菅沢線	100	m	1	箇所	○	
			六郎沢線	100	m	1	箇所		
			流渡戸線	100	m	1	箇所		
			滝ヶ谷線	100	m	1	箇所	○	
			箆滝線	100	m	1	箇所		
			大平線	100	m	1	箇所	○	
			柏木線	100	m	1	箇所		
			鶏鳴線	200	m	2	箇所		
			裏男体線	250	m	4	箇所	○	
			裏男体線	300	m	6	箇所		
			尻無線	200	m	2	箇所	○	
			西沢線	1,000	m	8	箇所		
			表霧降線	200	m	3	箇所	○	
			平ヶ崎線	40	m	1	箇所	○	
			鞍掛線	20	m	4	箇所	○	
			小田小線	20	m	1	箇所	○	
			古釜沢線	40	m	2	箇所	○	
			小沢入線	170	m	5	箇所	○	
			小和田線	100	m	2	箇所	○	
			蛇野線	250	m	2	箇所		
			西沢小沢入線	300	m	3	箇所	○	
			西沢小沢入線	600	m	12	箇所		
			下小倉線	200	m	2	箇所	○	
羽根久大王線	30	m	2	箇所	○				
打越沢線	200	m	2	箇所	○				
前沢稻ヶ沢線	500	m	5	箇所	○				
前沢稻ヶ沢線	2,500	m	25	箇所					

4 林道の開設又は拡張に関する計画
 (1) 林道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	箇所数	前半5カ年 の計画箇所	備考
拡張 (改良)	自動車道		日光市	湯西川前沢線	400 m	4 箇所	○	
				湯西川前沢線	500 m	5 箇所		
				長沢線	1,000 m	10 箇所		
				安ヶ森線	500 m	5 箇所	○	
				アサズマ沢線	500 m	5 箇所	○	
				藤花沢線	50 m	1 箇所		
				野尻沢線	200 m	2 箇所	○	
				三河沢線	400 m	6 箇所	○	
				ヌーグラ沢線	200 m	4 箇所		
				木ノ沢線	300 m	3 箇所		
				上ッ原線	200 m	2 箇所	○	
				奥鬼怒線	2,110 m	31 箇所	○	
				奥鬼怒線	980 m	20 箇所		
				奥田堀線	100 m	3 箇所		
				西前高原線	300 m	3 箇所	○	
				西前高原線	300 m	3 箇所		
				平沢芹沢線	3,000 m	10 箇所	○	
				舟石線	700 m	7 箇所	○	
				原向線	500 m	4 箇所		
				塩坪口線	20 m	1 箇所	○	
				宇都保線	10 m	1 箇所	○	
				檜平線	20 m	3 箇所	○	
				西川・葛老線	10 m	1 箇所	○	
				木戸沢線	10 m	1 箇所	○	
				クズウ沢線	20 m	1 箇所	○	
				打越線	30 m	2 箇所	○	
				向山線	200 m	4 箇所	○	
				大鹿入線	300 m	2 箇所	○	
				コースリ沢線	100 m	3 箇所	○	
				大屈沢線	400 m	1 箇所		
				白滝線	150 m	1 箇所		
				天狗沢線	500 m	2 箇所	○	
				大桑線	50 m	1 箇所		
日光市 計					23,580 m	272 箇所	12,550 m	
県東環境森林事務所管内計					5,025 m	58 箇所	3,745 m	
			宇都宮市	中篠井線	100 m	2 箇所	○	
				古賀志線	220 m	4 箇所		
				栗谷沢線	80 m	1 箇所		

4 林道の開設又は拡張に関する計画 (1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	箇所数	前半5カ年 の計画箇所	備考	
拡張 (改良)	自動車道		宇都宮市	牛沢天王寺線	150 m	2箇所	○		
				大畑線	100 m	2箇所	○		
				池の鳥屋線	70 m	1箇所	○		
				薬師入線	10 m	1箇所	○		
				大篠線	40 m	1箇所	○		
				細野線	150 m	1箇所	○		
				新里2号線	265 m	1箇所	○		
				新里3号線	1,100 m	1箇所	○		
				長倉入線	30 m	2箇所			
				土平線	200 m	1箇所	○		
				今里羽黒山線	150 m	2箇所	○		
				矢白線	290 m	2箇所	○		
				柳沢線	60 m	2箇所	○		
				深沢線	150 m	2箇所	○		
				大蛇場線	30 m	3箇所	○		
				上小池線	30 m	1箇所	○		
				鞍掛線	50 m	2箇所	○		
				西多気線	50 m	1箇所	○		
				石山線	20 m	1箇所			
				大網2号線	100 m	10箇所	○		
				妙見線	30 m	1箇所	○		
				西山線	30 m	1箇所			
				西山コガヤ線	620 m	1箇所			
				大岩線	50 m	2箇所			
				中入線	30 m	1箇所			
				オケラガ入支線	20 m	1箇所	○		
				宇都宮市 計	4,225 m	53箇所	3,145 m		
				益子町	小泉大郷戸線	300 m	1箇所	○	
					生田目線	100 m	1箇所	○	
					本沼大泉線	100 m	1箇所		
					板橋線	200 m	1箇所	○	
					大沢北郷谷線	100 m	1箇所		
益子町 計	800 m	5箇所	600 m						

注

- 1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載している。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	前半5カ年の 計画箇所	備考	
拡張 (舗装)	自動車道	拡張(舗装)計			30,024	m	12,025	
		県西環境森林事務所管内計			17,780	m	4,200	
		日光市	赤井原線	1,000	m			
			表男体線	150	m			
			西沢小沢入線	300	m	○		
			小沢入線	2,900	m	○		
			長沢線	330	m			
			野尻沢線	500	m	○		
			湯西川前沢線	7,500	m			
			中居線	1,500	m			
			奥鬼怒線	2,000	m			
			西前高原線	500	m	○		
			前沢稻ヶ沢線	700	m			
			裏男体線	400	m			
			日光市 計	17,780	m	4,200		
			県東環境森林事務所管内計			12,244	m	7,825
		宇都宮市	古木沢線	540	m			
			上小池線	465	m	○		
			池の鳥屋線	710	m	○		
			河原ヶ入線	620	m	○		
			山口線	960	m	○		
			栗谷沢2号線	450	m	○		
			雪室線	55	m			
			南多気線	664	m			
			富士山線	1,260	m			
			矢白3号線	440	m			
			柳沢線	520	m			
			柳沢線	550	m	○		
			大蛇場線	810	m	○		
			深沢線	940	m			
		宇都宮市 計	8,984	m	4,565			
		益子町	本沼大泉線	880	m	○		
板橋線	2,380		m	○				
益子町 計	3,260		m	3,260				

注

1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載している。

(2) 基幹路網の現状

区分	路線数	延長(km)
林道	240	422
うち林業専用道	0	0

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	32,206	32,012	
水源かん養のための保安林	21,101	21,003	
災害防備のための保安林	11,098	11,026	
保健、風致の保存等のための保安林	6,498	6,498	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除別	種類	森林の所在 市町村	面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
				うち前半5年分		
指 定	総数		346	173		
	水源かん養保安林	計	196	98		
		日光市	196	98	水源のかん養に資する	
	土砂流出防備保安林	計	150	75		
日光市		150	75	土砂流出の防備に資する		
解 除	総数		3	—		
	水源かん養保安林	計	0	—		
		日光市	0	—	公益上の理由	
	土砂流出防備保安林	計	3	—		
日光市		3	—	公益上の理由		

(注) 1 面積欄の0は、0.5ha未満であり、—は該当なしである。
2 前期は令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの期間。
後期は令和11(2029)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの期間。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

本計画区において、該当する森林はない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

本計画区において、該当する森林はない。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数			主な工種	備考
市町村	区域	総数	前期	後期		
日光市	日光	13	6	7	溪間工、山腹工	
	小来川	9	3	6	溪間工、山腹工	
	今市	4	1	3	溪間工、山腹工	
	豊岡	12	8	4	溪間工、山腹工	
	落合	4	2	2	溪間工、山腹工	
	藤原	3	2	1	溪間工	
	三依	2	1	1	溪間工	
	栗山	10	6	4	溪間工、山腹工	
	足尾	4	1	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	計	61	30	31		
宇都宮市	城山	1	-	1	溪間工	
	篠井	3	2	1	溪間工、山腹工	
	富屋	1	-	1	溪間工	
	国本	1	1	-	溪間工	
	羽黒	1	1	-	溪間工、山腹工	
	計	7	4	3		
市貝町	市羽	0	-	-		
	小貝	2	1	1	溪間工、山腹工	
	計	2	1	1		
合計		70	35	35		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

本計画区において、該当する森林はない。

7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備考	
市 町 村	区 域				
	旧 町 村 林 班				
総 数		32,292	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとする。		
県西環境森林事務所管内計		31,373			
日光市	計	31,373			
	日光	1~7,9~38,41~64			7,352
	小来川	1~89			4,348
	今市	1~5,8,11,13~15,17~27			1,399
	落合	1,4,8~37,45,56,58,59,62,63			949
	豊岡	1,2,4~9,11,13~28,30~39,41,46,47			1,727
	大沢	2,17,19,25~27,29			65
	篠井	1			1
	足尾	1~25			2,175
	栗山	1~13,15~23,25~47			12,010
	藤原	2,3,5~7,9,10,12~14			239
三依	1,2,4,6~12	1,109			
県東環境森林事務所管内計		901			
宇都宮市	計	674			
	清原	27,30			3
	瑞穂野	7,8			2
	城山	15,18~20,22			260
	国本	2,5,11,12			37
	富屋	1,4~7,11	47		
	篠井	1~4,11,13,15,16,18,20~25	203		
	羽黒	8~15,17,21,23,25,26,29	122		
	古里	4,9	1		
真岡市	計	28			
	山前	1,9	28		
	物部	14	0		
益子町	計	151			
	益子	13~15,18,20,22,23	132		
	田野	2	19		

単位 面積 : ha

所		在	面 積	留意すべき 事 項	備 考
市 町 村	区 域				
	旧 町 村	林 班			
市 貝 町	計		47	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとする。	
	小 貝	12,15,17,19,24,26,28,29,33,37	47		
芳 賀 町	計		1		
	水 橋	4	1		
矢板森林管理事務所管内計			18		
高根沢町	計		18		
	阿久津	1	0		
	北高根沢	2,3	18		

- (注) 1 区域欄には、当該地区が含まれる林班を記載している。
 2 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。
 3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

第7 その他必要な事項
1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	日光市	日光	2~5,13~16,21~23,32,33,36,41,42	1,561	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		小来川	3~5,8~13,15~58,60~69,72~79,84~88	3,479			
		今市	18~21,24~27	401			
		落合	14~25	350			
		豊岡	7,14~27,30,32,34~38	1,246			
		足尾	2,10,18	183			
		栗山	15,17,18,21,25,26,28~30,33~41,43~47	7,696			
		藤原	2,10	174			
		三依	6,9,12	115			
	益子町	益子	13~15,18,23	103			
		田野	2	19			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	日光市	日光	4,5,16,23	14			
		小来川	3,5,24,25,38,58,60,61,73,85,89	47			
		今市	27	0			
		落合	14~16,21	4			
		豊岡	14,15,33	176			
		足尾	2,10,18	54			
		三依	9	1			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 水害防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	63	35			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地	日光市	小来川	60	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	13	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	25	1			
		藤原	9	3			
		三依	9	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	63	9			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	日光市	日光	33	0			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	そ の 他	
水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林	日光市	栗山	45	7	制限林の区 分別の施業の 方法は、表末 による。 具体的な施 業方法につい ては、森林簿 及び森林計画 図を参照のこ と。	区域の詳細 については、 森林簿及び森 林計画図を参 照のこと。	
水源かん養保安林 保健保安林	日光市	小来川	30,56	3			
		栗山	1~7,39	1,002			
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	3,6~12,32	1,863			
水源かん養保安林 保健保安林 防風保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	1			
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	13			
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地	日光市	栗山	1	2			
水源かん養保安林 砂防指定地	日光市	日光	2,3,21~23,32,33	219			
		小来川	11,60,76,79	5			
		落合	14	1			
		足尾	10	0			
		栗山	17,25,39,43,44,46	20			
		藤原	2	0			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	13,27,31,36,43	24			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	32,36	4			
水源かん養保安林 国立公園 特別保護地区	日光市	日光	31	32			
水源かん養保安林 国立公園 特別保護地区 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31	2			
水源かん養保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31,36,42,64	71			
		栗山	13,15,25~32,35,36,39,41~47	1,364			
		三依	6,10~12	137			
水源かん養保安林 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	32,33,35,36,63	541			
		栗山	18	2			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	3	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
水源かん養保安林 自然環境保全地域特別地区	日光市	栗山	37	152			
土砂流出防備保安林	日光市	日光	1~7,9~13,16,17,19,20,23~25,27~30,33,34,36~38,42	942			
		小来川	1~8,12,14,30~32,54,56,59~63,69~76,78~85,89	800			
		今市	1~5,8,11,13~15,17,18,22,23,25,27	913			
		落合	1,4,8~17,19,21~37,45,56,58,59,62,63	588			
		豊岡	1,2,4~6,8,9,11,13~15,27,28,30,31,33,39,47	289			
		大沢	2,17,19,25~27,29	64			
		足尾	1~4,6~24	1,586			
		栗山	13,15,20,22,23,28	20			
		藤原	3,9,12~14	11			
		三依	1,2,4,6~9	531			
	宇都宮市	城山	15,18~20,22	63			
		国本	2,5,11,12	37			
		富屋	1,4~7,11	47			
		篠井	1~4,11,13,15,16,20~25	203			
		羽黒	8~15,17,21,23,25,29	95			
		古里	4	0			
	益子町	益子	15	1			
市貝町	小貝	12,15,17,19,24,26,33,37	6				
高根沢町	阿久津	1	0				
	北高根沢	2	0				
土砂流出防備保安林	日光市	小来川	81	3			
土砂崩壊防備保安林		今市	2	1			
		落合	29,30	1			
土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 県立公園 第2種特別地域	市貝町	小貝	28	1			
土砂流出防備保安林 防風保安林 県立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	益子町	益子	22	0			
土砂流出防備保安林 水害防備保安林	芳賀町	水橋	4	1			
土砂流出防備保安林 保健保安林	日光市	三依	4	2			
	宇都宮市	城山	18	0			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 特別保護地区	日光市	日光	43,61,62,64	262	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 特別保護地区 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	61,62	48			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	47~50,52~59	892			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第1種特別地域 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	47,48,50,52,53,55,59	62			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	44~48,50~53,57~62	1,973			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第2種特別地域 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	44,45,50	37			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	55	53			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	57	9			

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 砂防指定地	日光市	日光	1,2,9,19,20,24,29,30	30	制限林の区 分別の施業の 方法は、表末 による。 具体的な施 業方法につい ては、森林簿 及び森林計画 図を参照のこ と。	区域の詳細 については、 森林簿及び森 林計画図を参 照のこと。	
		小来川	61,78,79,82	1			
		今市	14,17	1			
		落合	10,13,23,25,26,28,32	5			
		豊岡	4,14,28,39,41	14			
		大沢	26	1			
		足尾	1~3,6~10,12,14~ 19,21,23,24	311			
		栗山	20	1			
	三依	7~9	13				
	宇都宮市	城山	19	0			
		富屋	1	0			
篠井		4	1				
羽黒		10,11,14,23	6				
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	26,27	1			
		栗山	13	0			
		藤原	5,7	5			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	27	5			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	27,34	29			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	市貝町	小貝	28	0			
土砂流出防備保安林 国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	25	3			
土砂流出防備保安林 国立公園 第1種特別地域 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	26	6			
		足尾	5	11			
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	18,24,26,27,29,34,36,37,57,5 8,63	269			
		今市	18,19	63			
		栗山	13,16,17,19,20	7			
		藤原	5~7,9	30			
		三依	6,7,9~12	308			
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	27,34,63	87			
		今市	19	0			

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	日光市	日光	36	10	制限林の区 分別の施業の 方法は、表末 による。 具体的な施 業方法につい ては、森林簿 及び森林計画 図を参照のこ と。	区域の詳細 については、 森林簿及び森 林計画図を参 照のこと。	
土砂流出防備保安林 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	18,27,29,63	146			
土砂流出防備保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	20	2			
土砂流出防備保安林 市貝町	市貝町	小貝	28,29	38			
土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	日光市	日光	33	1			
土砂流出防備保安林 文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地域等	日光市	足尾	3	2			
土砂崩壊防備保安林	日光市	日光	7	1			
		小来川	6	10			
		今市	1,2	3			
		落合	29	0			
		豊岡	46	2			
	宇都宮市	篠井	18	0			
		羽黒	9,10,13~15,23,26,29	20			
		古里	9	0			
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地	宇都宮市	羽黒	10	1			
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	市貝町	小貝	28	1			
土砂崩壊防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	今市	20	15			
水害防備保安林	日光市	篠井	1	1			
	宇都宮市	清原	27,30	3			
		瑞穂野	7,8	2			
	真岡市	物部	14	0			
干害防備保安林	日光市	三依	4	0			
	宇都宮市	城山	18,19	178			
	真岡市	山前	1,9	18			
	高根沢町	北高根沢	2,3	11			
干害防備保安林 保健保安林	日光市	藤原	13	17			
	宇都宮市	城山	18,20	12			
	真岡市	山前	9	10			
	高根沢町	北高根沢	3	7			

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
干害防備保安林 保健保安林 砂防指定地	宇都宮市	城山	18	1	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
干害防備保安林 砂防指定地	宇都宮市	城山	18,19	5			
防風保安林 県立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	益子町	益子	22	9			
保健保安林	日光市	藤原	13	0			
		三依	4	1			
保健保安林 砂防指定地	日光市	日光	34	4			
砂防指定地	日光市	日光	2,4,9,10,17,21,23,24,29~34,37	107			
		小来川	10,30,58,60,61,78~82,84	9			
		今市	4,17	3			
		落合	1,4,10,13,22,24~26,29,32,55	11			
		豊岡	4~6,28,39~43,47,48	28			
		大沢	25~27	9			
		篠井	14	2			
		足尾	1~4,6,12,14~16,18,19,24	75			
		栗山	13~17,19,20,22~25,39	44			
		藤原	7,9~14	27			
		三依	1~4	34			
	宇都宮市	城山	18,21	0			
		国本	2,6,9,10,12~15,21	23			
		富屋	1~4	20			
		篠井	4,14,15,20~22	4			
		羽黒	1~4,6,7,9~12,14,15,18,25,26,29	65			
	益子町	益子	7,13,14	3			
田野		1,3,9	9				
市貝町	小貝	20,24,25,30,31	8				
砂防指定地 国立公園 第1種特別地域 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31	1			
砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31	3			
		栗山	13,14,16,17,20,24~27,39	12			
		藤原	5~7	12			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	そ の 他	
砂防指定地	日光市	日光	32	3	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
国立公園 第2種特別地域		栗山	15	2			
国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	34,37	4			
砂防指定地		栗山	15,25	1			
国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	33,37	1			
砂防指定地	益子町	益子	12	2			
国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	33,34,37	8			
砂防指定地	日光市	足尾	5	57			
国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	17,18,29,32,53	72			
国立公園 第2種特別地域		栗山	13~17,19,20,22~28,39,41	272			
国立公園 第2種特別地域		藤原	1,4~7,9,11~13	269			
国立公園 第2種特別地域		三依	6,7,10	67			
国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	32	15			
国立公園 第3種特別地域		栗山	14,15,24,25	8			
国立公園 第3種特別地域		藤原	1,12,13	12			
国立公園 第3種特別地域		三依	7,10	1			
国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	17,18,28,29,34,37	43			
国立公園 第3種特別地域		栗山	14~17,19,20,23~25	32			
国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	33,34,37	10			
都市計画法による風致地区	日光市	足尾	15	1			
国立公園 第2種特別地域	日光市	足尾	15	1			
国立公園 第3種特別地域	益子町	益子	11~13,18~22	83			
国立公園 第3種特別地域	市貝町	小貝	28,29	80			
国立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	11			
国立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	11			
鳥獣保護特別保護地区	益子町	益子	22	11			
都市計画法による風致地区	日光市	日光	11,33,34,37,39,40	86			
都市計画法による風致地区	宇都宮市	宇都宮	1	3			
都市計画法による風致地区		豊郷	1~3	56			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	旧町村	林 班		伐採方法	その他	
文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地域等	日光市	日光	11	1	制限林の区 分別の施業の 方法は、表末 による。 具体的な施 業方法につい ては、森林簿 及び森林計画 図を参照のこ と。	区域の詳細 については、 森林簿及び森 林計画図を参 照のこと。	
		今市	5,6,8	8			
		落合	4,5,37,38,41,66	26			
		豊岡	2,3,43	3			
		大沢	7~9,11,14	10			
	市貝町	市羽	12	15			

(注) 1 面積は、単位未満を四捨五入しており、0は0.5ha未満である。

2 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

2 制限林の区分別の施業方法

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 33 条第 1 項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号）第 4 条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行います。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 2 日付け 34 林野指第 6417 号）に基づいて行います。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成 15 年 3 月 18 日条例第 5 号）に基づいて行います。
鳥獣保護 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日付け 38 林野計第 1043 号）に基づいて行います。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 5 号）第 15 条の定めるところによるものとします。
文化財保護法 による史跡名勝 天然記念物に係る 指定地域等	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 125 条の定めるところによるものとします。
都市計画法による 風致地区	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 58 条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和 44 年 12 月 26 日政令第 317 号）第 3 条の定めるところによるものとします。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(1) 高度公益機能森林の区域 単位：ha

市町村	区 域 (林班)	面積
日光市	鬼怒川温泉滝 藤原	4
益子町	益子20	33

(2) 被害拡大防止森林の区域 単位：ha

市町村	区 域 (林班)	面積
益子町	益子5, 6, 11, 19, 21, 22 七井30	128

(3) 参考

高度公益機能森林

保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が低い特定森林であって、特定樹種以外の樹種からなる森林では当該機能を確保することが困難な特定森林（森林病虫害等防除法 第2条第4項）

被害拡大防止森林

松くい虫等の被害対策を行わなければ、当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大する特定森林（森林病虫害等防除法 第2条第5項）

- (注) 1 林班番号がない区域は地域森林計画対象外森林である。
2 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積： ha、比率%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)		民有林
総 数	238,309	141,932	81,685	-	60,247	60%
県西環境森林事務所 管内	144,983	125,004	79,894	-	45,110	86%
日 光 市	144,983	125,004	79,894	-	45,110	86%
県東環境森林事務所 管内	86,239	16,474	1,791	-	14,683	19%
宇 都 宮 市	41,685	7,997	494	-	7,503	19%
真 岡 市	16,734	1,410	-	-	1,410	8%
上 三 川 町	5,439	140	-	-	140	3%
益 子 町	8,940	3,888	1,297	-	2,591	43%
市 貝 町	6,425	2,348	-	-	2,348	37%
芳 賀 町	7,016	691	-	-	691	10%
矢板森林管理事務所 管内	7,087	454	-	-	454	6%
高 根 沢 町	7,087	454	-	-	454	6%

(注) 1 区域面積は、「国土地理院」が公表した数値（令和5（2023）年1月1日現在）である。

2 国有林面積は令和5（2023）年3月31日現在、民有林面積は令和6（2024）年3月31日現在の数値である。

(2) 土地利用の現況

単位 面積 : 百 h a

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地
総 数	2,383	1,419	423	320	103	541	170
県西環境森林事務所管内	1,450	1,250	57	41	16	143	25
日 光 市	1,450	1,250	57	41	16	143	25
県東環境森林事務所管内	862	165	326	242	84	372	137
宇 都 宮 市	417	80	130	97	33	206	84
真 岡 市	167	14	85	67	18	68	24
上 三 川 町	54	1	27	21	6	26	11
益 子 町	89	39	25	13	12	26	6
市 貝 町	64	23	20	13	8	20	4
芳 賀 町	70	7	38	31	7	25	8
矢板森林管理事務所管内	71	5	40	36	4	26	8
高 根 沢 町	71	5	40	36	4	26	8

- (注) 1 総数、農地及び宅地は、「栃木県統計年鑑」(令和3年版)による。森林面積は、
 国有林は令和5(2023)年3月31日現在、民有林は令和6(2024)年3月31日
 現在の数値である。
- 2 数値は、単位未満を四捨五入してあるので、個々の数値を合計しても総数に
 一致しない場合がある。
- 3 0 は、50ha 未満である。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

区分	単位 面積：ha 材積・成長量：m3																									
	総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			5齢級			6齢級			7齢級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	60,247	14,734,827	80,667	132	190	1,101	130	152	5,389	699	1,965	412	46,322	2,464	636	93,730	3,589	702	126,803	3,417						
	58,286	14,734,827	80,667	132	190	1,101	130	152	5,389	699	1,965	412	46,322	2,464	636	93,730	3,589	702	126,803	3,417						
総数	34,279	11,513,878	73,506	107	128			75	3,387	572		276	38,893	2,192	421	79,720	3,195	576	115,762	3,177						
	24,007	3,220,949	7,161	25	62	1,101	130	77	2,002	127		136	7,429	272	215	14,010	394	126	11,041	240						
人	30,324	10,350,932	72,467	131	158	447	68	111	4,368	635		247	20,744	1,926	323	41,653	3,285	600	117,585	3,213						
	29,936	10,324,623	71,770	106	127			75	3,387	572		185	17,343	1,716	275	38,803	3,195	575	115,540	3,173						
立	388	26,309	697	25	31	447	68	36	981	63		62	3,401	210	48	2,850	123	52	2,045	40						
	28,617	9,750,682	67,711	127	144	436	68	110	4,327	631		234	19,487	1,825	311	40,833	3,004	563	110,996	3,030						
工	28,280	9,730,380	67,039	102	114			74	3,346	568		173	16,129	1,617	270	38,272	2,917	539	109,034	2,990						
	337	20,302	672	25	30	436	68	36	981	63		61	3,358	208	41	2,561	105	51	1,962	40						
林	1,707	600,250	4,756	4	14	11		1	41	4		13	1,257	101	12	820	55	35	6,589	183						
	1,656	594,243	4,731	4	13			1	41	4		12	1,214	99	5	531	37	34	6,593	183						
木	51	6,007	25		1	11						1	43	2	7	289	18	1	90	3						
	169	19,792	94		2	41	2	9	148	8		9	363	21	1	57	1	9	541	17						
天																										
	169	19,792	94		2	41	2	9	148	8		9	363	21	1	57	1	9	541	17						
然	52	5,103	46	-	1	26	2	6	59	3		9	358	21	1	46	1									
	117	14,689	48		1	15		3	89	5		5			11											
地																										
	117	14,689	48	-	1	15		3	89	5		5			11											
天	27,793	4,364,103	8,106	1	30	613	60	32	873	56		7	370	18	88	4,612	151	154	10,121	287						
	4,343	1,189,255	1,736	1	1																					
生	23,450	3,174,848	6,370		29	613	60	32	873	56		7	324	15	87	4,522	148	154	10,087	287						
	119																									
無	1,842																									

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入している、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満である。

3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

単位 面積 : ha, 材積・成長量 : m3

区分	8齢級			9齢級			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	1,564	287,501	5,353	2,308	509,724	7,158	2,982	742,039	9,533	3,785	982,280	9,039	6,614	1,803,151	12,436	8,617	2,476,504	13,166	7,446	2,174,144	6,406	
	1,564	287,501	5,353	2,308	509,724	7,158	2,982	742,039	9,533	3,785	982,280	9,039	6,614	1,803,151	12,436	8,617	2,476,504	13,166	7,446	2,174,144	6,406	
総数	1,079	238,325	4,632	1,783	449,819	6,521	2,238	649,804	8,643	2,776	849,303	8,523	4,456	1,510,887	11,571	5,367	2,031,244	11,925	4,431	1,758,543	6,048	
	485	49,176	721	525	59,905	637	744	92,235	890	1,009	132,977	516	2,158	292,294	865	3,250	445,260	1,241	3,015	415,601	358	
人工林	1,118	241,458	4,703	1,782	449,495	6,513	2,237	649,097	8,638	2,769	847,438	8,516	4,423	1,501,695	11,508	5,217	1,980,287	11,667	4,165	1,675,171	5,773	
	1,076	237,546	4,618	1,779	449,101	6,512	2,232	648,537	8,633	2,768	847,320	8,515	4,419	1,501,155	11,506	5,205	1,978,528	11,660	4,162	1,674,684	5,771	
立木	42	3,912	85	3	394	1	5	560	5	1	118	1	4	540	2	12	1,759	7	3	487	2	
	1,066	230,309	4,454	1,652	416,517	5,990	2,165	626,500	8,325	2,631	807,771	8,090	4,185	1,412,347	10,629	4,894	1,849,702	10,694	3,880	1,554,520	5,232	
天然林	1,024	226,416	4,369	1,649	416,162	5,989	2,161	626,028	8,321	2,630	807,653	8,089	4,182	1,411,887	10,628	4,882	1,847,998	10,687	3,877	1,554,033	5,230	
	42	3,893	85	3	355	1	4	472	4	1	118	1	3	460	1	12	1,704	7	3	487	2	
地	52	11,149	249	130	32,978	523	72	22,597	313	138	39,667	426	238	89,348	879	323	130,585	973	285	120,651	541	
	52	11,130	249	130	32,939	523	71	22,509	312	138	39,667	426	237	89,268	878	323	130,530	973	285	120,651	541	
無立木	19				39		1	88	1				1	80	1		55					
	4	368	10	4	475	7	1	110	1	6	809	7	7	990	5	20	2,498	15	17	2,268		
天然林	4	368	10	4	475	7	1	110	1	6	809	7	7	990	5	20	2,498	15	17	2,268		
	4	368	10	4	448	7	1	110	1	5	630	7	4	602	4	1	77		14	1,811		
竹	4			4	448	7	1	110	1	5	630	7	4	602	4	1	77		14	1,811		
	4	368	10	4	27					1	179	3	388	1	19	2,421	15	3	457			
天然生林	442	45,675	640	522	59,754	638	744	92,832	894	1,010	134,033	516	2,184	300,466	923	3,380	493,719	1,484	3,264	496,705	633	
	3	779	14	4	718	9	6	1,267	10	8	1,983	8	37	9,702	65	162	52,716	265	269	83,859	277	
竹	439	44,896	626	518	59,036	629	738	91,565	884	1,002	132,050	508	2,147	290,764	858	3,218	441,003	1,219	2,995	412,846	356	

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満である。

3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

単位 面積：ha, 材積・成長量：m3

区分	15齢級			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級			20齢級			21齢級以上				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木	総数	5,322	1,474,697	3,177	2,918	741,796	1,012	1,551	483,237	373	1,555	413,819	228	1,248	323,770	63	1,309	323,150	155	8,580	1,704,193	304	
		総数	5,322	1,474,697	3,177	2,918	741,796	1,012	1,551	483,237	373	1,555	413,819	228	1,248	323,770	63	1,309	323,150	155	8,580	1,704,193	304
		針	2,706	1,108,393	2,850	1,275	513,057	842	970	400,610	372	785	304,321	202	583	229,845	63	645	230,198	155	3,417	984,408	304
	人	広	2,616	366,304	327	1,643	228,739	170	581	82,627	1	770	109,498	26	665	93,925		664	92,952		5,163	719,785	
		総数	2,344	993,302	2,566	937	414,416	563	800	343,458	322	649	261,402	160	496	200,535	53	460	180,742	27	884	344,571	19
		針	2,343	993,118	2,566	937	414,416	563	800	343,458	322	649	261,402	160	494	200,238	53	437	177,599	27	871	342,762	19
	林	広	1	184											2	297		23	3,143		13	1,809	
		総数	2,220	938,225	2,377	894	395,117	544	776	332,901	316	625	252,146	152	468	189,169	47	420	170,833	27	814	322,161	19
		針	2,219	938,061	2,377	894	395,117	544	776	332,901	316	625	252,146	152	468	189,169	47	420	170,815	27	814	322,120	19
	木	広	1	164															18			41	
総数		124	55,077	189	43	19,299	19	24	10,557	6	24	9,256	8	28	11,366	6	40	9,909		70	22,410		
針		124	55,057	189	43	19,299	19	24	10,557	6	24	9,256	8	26	11,069	6	17	6,784		57	20,642		
天然林	広		20											2	297		23	3,125		13	1,768		
	総数	6	958		5	708		2	285					1	134		7	999		59	8,040		
	針																						
	広	6	958		5	708		2	285					1	134		7	999		59	8,040		
	総数	3	503		1	172								1	134		1	116					
	針																						
	広	3	503		1	172								1	134		1	116					
	総数	3	455		4	536		2	285								6	883				59	8,040
	針																						
	広	3	455		4	536		2	285								6	883				59	8,040
天然生林	総数	2,972	480,437	611	1,976	326,672	449	749	139,494	51	906	152,417	68	751	123,101	10	842	141,409	128	7,637	1,351,582	285	
	針	363	115,275	284	338	98,641	279	170	57,152	50	136	42,919	42	89	29,607	10	208	52,599	128	2,546	641,646	285	
	広	2,609	365,162	327	1,638	228,031	170	579	82,342	1	770	109,498	26	662	93,494		634	88,810		5,091	709,936		
竹林																							
無立木																							

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満である。

3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

(2)制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha、材積・成長量:千m3

区分	立木															無立木地													
	地															竹													
	林															林													
	総数			人工			天然			天然			林			総数	伐採	未立											
総数	針葉樹		広葉樹		総数	育成単層林		育成複層林		総数	育成単層林		育成複層林		総数				天然		総数	針葉樹		広葉樹					
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹	広葉樹					
総	60,247	58,285	34,277	24,008	30,323	29,935	388	28,617	28,280	337	1,706	1,655	51	27,962	4,342	23,620	52	-	52	119	-	119	27,791	4,342	23,449	119	1,843	53	1,790
材積	14,734	14,734	11,514	3,220	10,350	10,325	26	9,751	9,730	20	600	594	6	4,383	1,189	3,194	5	-	5	14	-	14	4,364	1,189	3,175	-	-	-	-
成長量	80	80	74	6	72	72	-	67	67	-	5	5	-	8	2	6	-	-	-	-	-	-	8	2	6	-	-	-	-
制限	37,550	36,177	20,424	15,753	17,632	17,415	217	16,515	16,343	172	1,117	1,072	45	18,545	3,009	15,536	30	-	30	112	-	112	18,403	3,009	15,394	12	1,361	12	1,349
林	8,710	8,710	6,585	2,125	5,853	5,838	15	5,473	5,464	9	380	374	6	2,857	747	2,110	3	-	3	14	-	14	2,840	747	2,093	-	-	-	-
普通	22,697	22,108	13,853	8,255	12,691	12,520	171	12,102	11,937	165	589	583	6	9,417	1,333	8,084	22	-	22	7	-	7	9,388	1,333	8,055	107	482	41	441
林	6,024	6,024	4,929	1,095	4,498	4,487	11	4,278	4,267	11	220	220	-	1,526	442	1,084	2	-	2	-	-	-	1,524	442	1,082	-	-	-	-
成長量	24	24	22	3	21	21	-	20	20	-	1	1	-	3	1	3	-	-	-	-	-	-	3	1	3	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入している、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積、成長量は 0 は 500m³未満である。

3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区分	総数	立木												竹		無立木地														
		人						天						林		伐採跡地	未立木地													
		総数		育成単層林		育成複層林		総数		育成単層林		育成複層林		天然生林	総数															
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			針葉樹	広葉樹													
総数	面積	60,247	58,285	34,276	24,009	30,323	29,934	389	28,279	338	1,706	1,655	51	27,962	4,342	23,620	52	0	52	119	0	119	27,791	4,342	23,449	120	1,842	53	1,789	
	材積	14,734	14,734	11,513	3,220	10,350	10,324	26	9,751	9,730	20	600	594	6	4,384	1,189	3,194	5	0	5	14	0	14	4,384	1,189	3,175	0	0	0	0
県西農林事務所管内計	面積	45,110	43,586	26,588	16,998	23,813	23,568	245	22,205	22,010	185	1,608	1,558	50	19,773	3,020	16,753	36	-	36	114	-	114	19,623	3,020	16,603	24	1,500	13	1,487
	材積	11,479	11,479	9,213	2,266	8,483	8,467	16	7,911	7,901	10	572	566	6	2,996	746	2,250	3	-	3	14	-	14	2,978	746	2,232	-	-	-	-
県東農林事務所管内計	面積	14,683	14,260	7,485	6,775	6,330	6,187	143	6,240	6,098	142	90	89	1	7,930	1,298	6,632	16	0	16	5	0	5	7,909	1,298	6,611	92	331	40	291
	材積	3,169	3,169	2,238	931	1,812	1,802	10	1,787	1,777	10	25	25	0	1,387	436	921	2	0	2	0	0	0	1,355	436	919	0	0	0	0
宇都宮市	面積	7,503	7,329	4,861	2,468	4,633	4,599	34	4,567	4,534	33	66	65	1	2,696	262	2,434	10	-	10	0	-	0	2,686	262	2,424	26	148	1	147
	材積	1,802	1,802	1,453	350	1,380	1,376	3	1,360	1,357	3	19	19	0	423	76	346	1	-	1	0	-	0	422	76	346	-	-	-	-
真岡市	面積	1,410	1,341	459	882	241	225	16	239	223	16	2	2	-	1,100	234	866	-	-	-	-	-	1,100	234	866	23	46	0	46	
	材積	231	231	110	121	52	51	1	52	51	1	0	0	-	179	59	120	-	-	-	-	-	179	59	120	-	-	-	-	-
上三川町	面積	140	136	27	109	13	13	0	13	13	-	-	-	-	123	14	109	-	-	-	-	-	123	14	109	0	4	-	4	
	材積	22	22	7	15	4	4	0	4	4	0	0	0	-	19	3	15	-	-	-	-	-	19	3	15	-	-	-	-	-
益子町	面積	2,591	2,516	1,332	1,184	815	741	74	804	730	74	11	11	-	1,701	591	1,110	-	-	-	-	-	1,700	591	1,109	18	57	17	40	
	材積	614	614	454	160	219	215	5	216	211	5	4	4	-	395	239	155	-	-	-	-	-	395	239	155	-	-	-	-	-
市貝町	面積	2,348	2,285	621	1,664	483	471	12	476	464	12	7	7	-	1,802	150	1,652	6	-	6	3	-	3	1,793	150	1,643	16	47	19	28
	材積	397	397	173	223	126	125	1	124	123	1	2	2	-	271	48	223	1	-	1	0	-	0	270	48	222	-	-	-	-
芳賀町	面積	691	653	185	468	145	138	7	141	134	7	4	4	0	508	47	461	0	-	0	1	-	1	507	47	460	9	29	3	26
	材積	103	103	41	62	32	31	1	31	30	1	1	1	0	71	10	61	0	-	0	0	-	0	71	10	61	-	-	-	-
久坂農林事務所管内計	面積	454	439	203	236	180	179	1	172	171	1	8	8	-	269	24	235	-	-	-	-	-	259	24	235	4	11	-	11	
	材積	86	86	63	23	55	55	0	52	52	0	2	2	-	31	8	23	-	-	-	-	-	31	8	23	-	-	-	-	-
高根沢町	面積	454	439	203	236	180	179	1	172	171	1	8	8	-	259	24	235	-	-	-	-	-	259	24	235	4	11	-	11	
	材積	86	86	63	23	55	55	0	52	52	0	2	2	-	31	8	23	-	-	-	-	-	31	8	23	-	-	-	-	-

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積 0 は 500 m³ 未満であり、- は該当なしである。

3 令和6(2024)年3月31日現在の数値です。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha、材積:千m3

区分	立木															無立木地													
	総数			人					工					林					天然			竹							
	総数			育成単層林			育成複層林		育成単層林			育成複層林		天然			竹			無立木地									
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	伐採跡地	未立木地						
面積	60,247	58,285	34,277	24,008	30,323	29,935	388	28,617	28,280	337	1,655	51	27,962	4,342	23,620	52	-	52	119	-	119	1,843	54	1,789					
材積	14,734	14,734	11,514	3,221	10,351	10,325	26	9,750	9,730	20	600	594	6	4,384	1,189	3,195	5	0	15	0	15	0	0	0					
面積	3,158	3,059	1,636	1,403	1,540	1,518	22	1,507	1,485	22	33	33	-	1,499	118	1,381	1	-	1	-	-	1498	118	1,380	0	119	1	118	
材積	666	666	482	184	458	456	2	449	447	2	9	9	-	208	26	182	0	-	0	-	-	208	26	182	-	-	-	-	
面積	1,442	1,433	851	582	810	808	2	761	759	2	49	49	-	623	43	580	0	-	0	-	-	-	623	43	580	0	9	2	7
材積	357	357	277	79	265	265	0	249	249	0	16	16	-	91	12	79	0	-	0	-	-	-	91	12	79	-	-	-	-
面積	3,942	3,931	1,021	2,910	1,050	1,013	37	1,007	970	37	43	43	0	2,881	8	2,873	0	-	0	-	-	-	2,881	8	2,873	-	11	-	11
材積	703	703	319	383	319	317	2	307	305	2	12	12	0	383	2	382	0	-	0	-	-	-	383	2	382	-	-	-	-
面積	5,170	4,982	3,076	1,913	2,692	2,659	327	2,534	2,506	276	1,581	1,530	51	2,295	417	1,878	51	-	119	-	-	-	2,279	417	1,861	119	1,704	51	1,653
材積	13,009	13,009	10,435	2,574	9,308	9,286	23	8,746	8,729	17	563	557	6	3,701	1,149	2,551	5	-	15	-	-	-	15	1,149	2,532	-	-	-	-

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積 0 は 500m³未満であり、-は該当なしである。

3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

(5) 制限林の種類別面積

区分	自然公園										保安砂防	保安林				計	合計			
	国立公園					県立自然公園						土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他の保安林						
	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	小計	第二種特別地域	第三種特別地域	小計	第三種特別地域	小計										
															特別保護地区			第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域
市町村	(344)	(1,086)	(6,569)	(915)	(8,914)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(344)	-	(6,494)	(6,494)	(820)	-	(820)	(2)	(16,577)
総数	344	1,086	7,249	990	9,668	247	247	247	247	247	247	344	35	6,772	38,333	1,306	-	1,306	65	50,031
東西環境森林事務所管内計	(344)	(1,086)	(6,569)	(915)	(8,914)	-	-	-	-	-	-	(344)	-	(6,440)	(6,440)	(803)	-	(803)	(2)	(16,403)
日光市	(344)	(1,086)	(6,569)	(915)	(8,914)	-	-	-	-	-	-	(344)	33	6,462	37,315	1,151	-	1,151	50	48,516
日光市	344	1,086	7,249	990	9,668	1	1	1	1	1	1	344	33	6,462	37,315	1,151	-	1,151	50	48,516
東環境森林事務所管内計	-	-	-	-	-	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	-	-	(47)	(47)	(17)	-	(17)	-	(167)
宇都宮市	-	-	-	-	-	245	245	245	245	245	245	-	2	285	992	155	-	155	15	1,499
真岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	492	(17)	(17)	(14)	-	(14)	-	(31)
上三川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	227	721	131	-	131	-	60
益子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)	(16)	-	-	-	-	(16)
市貝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	44	-	-	-	-	44
芳賀町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矢板森林管理事務所管内計	-	-	-	-	-	(42)	(42)	(42)	(42)	(42)	(42)	-	-	(7)	(7)	(2)	-	(2)	-	(79)
高根沢町	-	-	-	-	-	125	125	125	125	125	125	-	-	25	26	14	-	14	-	338
	-	-	-	-	-	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	-	-	(7)	(7)	(1)	-	(1)	-	(42)
	-	-	-	-	-	120	120	120	120	120	120	-	-	48	48	10	-	10	-	193
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)	(7)	(7)	-	(7)	-	(7)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	26	-	-	-	-	26
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)	(7)	(7)	-	(7)	-	(7)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	26	-	-	-	-	26

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 0 は、0.5 ha未満、- は、該当なしである。

3 () 書きは、左の制限林との兼種で、下段の内数である。

(6) 樹種別材積表

単位 材積 : 千m³

林種	針 葉 樹				
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	その他
総 数	6,907	2,798	713	419	676
人 工 林	6,907	2,798	181	418	21
天 然 林	0	0	532	2	655

単位 材積 : 千m³

林種	広 葉 樹										
	キリ	ポプラ	クヌギ	ナラ	アカシア	ハンノキ	ケヤキ	ブナ	カバ	エンジュ	その他
総 数	0	0	75	68	1	0	2	159	95	0	2,820
人 工 林	0	0	1	7	1	0	2	1	-	0	13
天 然 林	-	-	74	61	0	0	0	158	95	-	2,807

- (注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。
 2 材積 0 は500m³未満、- は該当なしである。
 3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

(7) 特定保安林の指定状況

本計画区において、該当する森林はない。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区 分	荒 廃 地		荒 廃 危 険 地
	崩 壊 地	地 す べ り 地	
総 数	708	65	2,857
県西環境森林事務所管内計	456	37	2,572
日 光 市	456	37	2,572
県東環境森林事務所管内計	248	28	253
宇 都 宮 市	116	-	196
真 岡 市	9	-	-
上 三 川 町	-	-	-
益 子 町	42	-	34
市 貝 町	75	28	21
芳 賀 町	6	-	2
矢板森林管理事務所管内計	4	-	32
高 根 沢 町	4	-	32

- (注) 1 区分欄には現在の市町村名を記載し、市町村毎に面積を集計する。
 2 面積は、小数点以下1位四捨五入、整数止めとする。
 3 令和6(2024)年3月31日現在の数値である。

(9) 森林の被害

単位 面積 : ha

区 分	火 災			病 虫 害			獣 害			気 象 害		
	面 積			面 積			面 積			面 積		
	R 2	R 3	R 4	R 2	R 3	R 4	R 2	R 3	R 4	R 2	R 3	R 4
総 数	0.79	14.4	1.81	1.76	1.52	2.08	22.51	33.49	32.40	-	-	-
県西環境森林事務所管内計	0.79	0	-	0	0	0	22.51	33.49	32.40	0	-	-
日 光 市	0.79	0	-	-	-	-	22.51	33.49	32.40	0	-	-
県東環境森林事務所管内計	0	14.4	1.81	1.55	1.52	2.08	-	-	-	-	-	-
宇 都 宮 市	0	0	-	0.27	0.27	0.41	-	-	-	-	-	-
真 岡 市	-	14.28	0	0.29	0.28	0.71	-	-	-	-	-	-
上 三 川 町	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-
益 子 町	-	0.12	-	0.85	0.84	0.83	-	-	-	-	-	-
市 貝 町	-	0	1.81	0.14	0.13	0.13	-	-	-	-	-	-
芳 賀 町	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-
矢板森林管理事務所管内計	-	0	-	0.21	-	-	-	-	-	-	-	-
高 根 沢 町	-	0	-	0.21	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 面積 0 は 0.05 ha 未満であり、- は該当なし。

(10) 防火線等の整備状況

防火管理道	鞍 掛 (宇都宮市)	6 5 6 m
	大 沼 線 (日光市)	1, 2 4 0 m
	計	1, 8 9 6 m

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数 : 戸

区 分	総 数	1～5 h a	5～10 h a	10～50 h a	50 h a
		未 満	未 満	未 満	以 上
総 数	3,369	2,433	495	400	41
県西環境森林事務所管内	1,624	1,039	275	282	28
日 光 市	1,624	1,039	275	282	28
県東環境森林事務所管内	1,646	1,309	209	117	11
宇 都 宮 市	743	546	116	74	7
真 岡 市	160	136	11	11	2
上 三 川 町	29	26	2	1	-
益 子 町	288	231	37	18	2
市 貝 町	288	241	37	10	-
芳 賀 町	138	129	6	3	-
矢板森林管理事務所管内	99	85	11	1	2
高 根 沢 町	99	85	11	1	2

(注) 2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積 : h a

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	57	10,690	18	4,193	39	6,497	
県西環境森林事務所管内計	40	8,021	11	3,846	29	4,175	
日 光 市	40	8,021	11	3,846	29	4,175	
県東環境森林事務所管内計	16	2,668	6	346	10	2,322	
宇 都 宮 市	11	2,505	2	213	9	2,292	
真 岡 市	1	7	1	7			
上 三 川 町							
益 子 町	2	121	2	121			
市 貝 町	2	34	1	4	1	30	
芳 賀 町							
矢板森林管理事務所管内計	1	1	1	1			
高 根 沢 町	1	1	1	1			

- (注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。
 2 市町村別の件数欄は当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定件数である。
 (数市町村にわたる森林経営計画については、各々1件として計上している。)
 3 公有林及び私有林の件数の合計は、重複があるため総数の件数と合わないことがある。
 4 数値は、令和5(2023)年3月31日有効の森林経営計画について取りまとめたものである。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積 : h a

市 町 村 別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	125	157	2	7	
県西環境森林事務所管内計	21	79	0	0	
日 光 市	21	79	0	0	
県東環境森林事務所管内計	104	78	2	7	
宇 都 宮 市	69	52	2	7	
真 岡 市	0	0	0	0	
上 三 川 町	10	1	0	0	
益 子 町	14	15	0	0	
市 貝 町	11	9	0	0	
芳 賀 町	0	0	0	0	
矢板森林管理事務所管内計	0	0	0	0	
高 根 沢 町	0	0	0	0	

(注) 1 面積は、全て単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 件数欄は、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の件数です。

3 数値は、令和5(2023)年3月31日現在のものです。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積 : ha

区 分	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘 工場等建物 敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	総計
総 数	4	0	72	1	44	121
県西環境森林事務所 管内	-	-	2	-	3	5
日 光 市	-	-	2	-	3	5
県東環境森林事務所 管内	4	0	70	1	37	112
宇 都 宮 市	0	0	43	1	16	60
真 岡 市	2	-	8	-	2	11
上 三 川 町	-	-	4	-	-	4
益 子 町	-	-	3	-	1	4
市 貝 町	2	-	8	-	11	22
芳 賀 町	-	-	3	-	7	10
矢板森林管理事務所 管内	-	-	0	-	4	4
高 根 沢 町	-	-	0	-	4	4

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地とする。

3 0 は 0.5 ha 未満であり、- は該当なし。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積 : ha

区 分	原 野	農 用 地	そ の 他	総 計
総 数	-	-	0	0
県西環境森林事務所管内	-	-	0	0
日光市	-	-	0	0
県東環境森林事務所管内	-	-	-	-
宇都宮市	-	-	-	-
真岡市	-	-	-	-
上三川町	-	-	-	-
益子町	-	-	-	-
市貝町	-	-	-	-
芳賀町	-	-	-	-
矢板森林管理事務所管内	-	-	-	-
高根沢町	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地とする。

3 0 は 0.5 ha 未満であり、- は該当なし。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m3)
175

第2表 持続的伐採可能量

単位 再造林率:%、材積:千m3

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千m3)		間伐立木材積		合計	
		うち前期		うち前期		うち前期
100%	1,750	875	700	400	2,450	1,275
90%	1,570	785			2,270	1,185
80%	1,400	700			2,100	1,100
70%	1,220	610			1,920	1,010
60%	1,050	525			1,750	925
50%	870	435			1,570	835
40%	700	350			1,400	750
30%	520	260			1,220	660
20%	350	175			1,050	575
10%	170	85			870	485

(注) 1 前期は令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までです。